

所ノ撰定ニ至テハ、ロシヤ中アシヤ長官ノ決ニ由ル而シテ、キワ政府ハ此船着場ノ安全ヲ保護スルノ責ニ任ス

第七條

アマールダリヤ河左岸ニ於テ、ロシヤ人ハ此船着場ノ外ニ物品ヲ儲蓄スル商館ヲ建ルヲ得ヘシ此ニ因リ、キワ政府ハ、ロシヤ、ノ中アシヤ長官ヨリノ指示ニ由リ其地所即チ商館、船着場、店、手代等ノ居宅、商人ノ取引所其他有用ノ菜園等ヲ設ル爲メ十分ノ明キ地ヲ付與スルヲ約スヘシ右ノ商館一切及商人商品共ニ、キワ政府ノ保護ニ依ルモノトス

第八條

今ヨリ、キワ汗國中都鄙ヲ問ハス皆ロシヤ商賣ノ市場タ

ルヲ得ヘシ

ロシヤ商人及商隊ハ地方官ヨリ特別ノ保護ヲ被フリテ自在ニ各地ヲ旅行スルヲ得ヘシ其安全保護ニ至テハ、キワ政府ノ責任トス

第九條

キワ商人ノ舊來カザリンスク、チレンブルグ及カスピ海ノ船着場等ニ於テ輸入税ヲ拂ハサルト全シク、ロシヤ商人ノ、キワ領内ニ於テ營業スル者モ、シヤケツト税輸入及其他ノ商税トモ一切放免ヲ得ヘシ

第十條

ロシヤ商人ハ其物品ヲ、キワ領地ニ由リ其鄰國ニ無税通運ノ權ヲ有スルモノトス

第十一條

ロシア商人ハ其望ニ依テ、キワ城若クハ他ノ都城ニ於テ
地方官トノ交通及ヒ商業監督ノ爲メ己ノ理事役ヲ置ク
ヲ得ヘシ

第十二條

ロシア人民ハ、キワ領内ニ於テ不動産物ヲ有スルヲ得ヘ
シ其地稅ハ、ロシア、ノ中アシヤ長官ト相談セシ後之ヲ課
ス

第十三條

ロシア人及キワ人商賣上ノ約束ハ雙方互ニ至誠ヲ以テ
固ク之ヲ守ルヘシ

第十四條

ロシア人ノ、キワ人ニ於ケル訴訟事件ハ、キワ政府ニ於テ
其糾明ニ苟且スヘカラス若シ其訴訟ニ理アルトハ直ニ
満足セシムルヲ要ス若シ又双方ヨリ訴訟起リ之ヲ判決
スルニ當テ其事借財取立ニ關スルトハ、ロシア人ノ權利
ヲ以テ先トスヘシ

第十五條

キワ人ノ、ロシア、ニ於ケル訴訟ハ假令ヒ其ロシア人キワ
領内ニ在ルトモ之ヲ其最寄ノ、ロシア官吏ニ送テ其糾明
補正ニ付スヘシ

第十六條

ロシア、ヨリ政府ノ外行免許狀ヲ持セス脱走シテ、キワ、ニ
來ル者ハ其國民ヲ論セス、キワ政府ハ之ヲ蔭庇スルヲ得

ス
若シ、ロシヤ、ノ罪人遁逃シテ、キワ領内ニ隠伏スル者アル
キハ、キワ政府ハ之ヲ追捕シテ最寄ノ、ロシヤ官吏ニ交付
スヘシ

第十七條

去年七月十二日ヲ以テ、キワ王セイド汗ノ布告セシ四人
ヲ放チ奴隸ヲ廢シ人身商賣ヲ禁セシハ十分ニ其効力
アルモノトシテ、キワ政府ハ百方術ヲ盡シ嚴ニ其事ヲシ
テ行ハルヘカラシムヘキヲ約スル事

第十八條

今回キワ政府及其人民自ラ招キシ、ロシヤ出軍ノ費用ヲ
補フ爲メ、キワ汗國ニ二百二十萬ルーブル、ノ償金ヲ課ス

然レ地方固ヨリ金錢ニ富マズ就中國庫乏キヲ告ケ、キワ
政府ハ一時ニ此金額ヲ出スヲ能ハサルヘキニ因リ其難
ヲ避クル爲メ年ニ五分ノ利ヲ加ヘ左ノ割合ヲ以テ延期
拂ヒト定ム

初メノ二年ニ十萬ルーブル、ツ、次ノ二年ニ十二萬五千
ルーブル、ツ、其次ノ二年ニ十七萬五千ルーブル、ツ、又
其次ノ二年ヨリ二十萬ルーブル、ツ、ヲ拂フテ皆濟ノ期
ニ至ル

貨幣ハ、ロシヤ、ノ紙幣若クハ、キワ、ノ通貨ヲ用ユルモ、キワ
政府ノ望ミニ任ス

右償金ノ拂ヒハ千八百七十三年十二月一日ヲ以テ初期
トス、キワ政府ハ之ニ充ツル爲メ初年ニ限り舊來ノ定期

依テ、アムーダリヤ河右岸^ロスルヤ領内ニノ人民ニモ税
 チ課スルヲ得ヘシ右ハ、キワ、ノ主税官吏ロシヤ、ノ地方長
 官ト協議シテ之ヲ行ヒ十二月一日ヲ以テ之ヲ終フヘシ
 其餘ハ毎歲十一月一日ヲ期シ利子ヲ加ヘテ之ヲ拂ヒ十
 九年ヲ經千八百九十二年十一月一日ニ至リ二十萬ルー
 プル、ヲ拂フテ仍ホ七萬五十四ルーブル、ヲ殘コス其翌千
 八百九十三年十一月一日ニ殘リ七萬三千五百五十七ル
 ーブル、ヲ拂フテ償金ノ全額利子共ニ終ハル
 若シ、キワ政府ニ於テ右償金拂ヒノ年期ト利子トヲ減セ
 ン爲メ上ニ定メシ年賦ヨリ多ク拂フハ隨意タルヘン
 右トルキスタン道ノ總督カ、ウ、フマン、キワ領主セイド
 ム、ハメツド^ラヒム^ホガドル汗ト協議約定シテ施行

ニ付スルモノナリ

千八百七十三年八月十二日

ケンデミアン莊園^ロキヤ城^外ニ於テ

カ、ウ、フマン 印

セイド汗 印

千八百七十三年ロシヤ、トルキスタン道ノ總督カ、ウ、フ
マン、ブカラ王セイドムザフアル、ト締結ノ條約

第一條

ロシヤ帝ト、ブカラ王トノ領地境界ハ舊ニ依テ變セス唯、
舊キワ、ノ領分ダリシ、アムーダリヤ河右岸ノ土地ハ今般
悉ク、ロシヤ領ニ歸セシヨリ、ハル||アダ、ヨリ、アムーダ
リヤ河ノ右岸クケルテリ、ニ至ル所ノ、ブカラ領ト、キワ
領地トノ舊境界ハ廢絶セシモノトシ更ニ、ブカラ領分ニ
加フルニ、アムーダリヤ河右岸ノ土地ブカラ、キワ、ノ舊境
クケルテリ、ヨリ、メセクリ^北ニ至リ、メセクリ、ヨ
リ舊ト、ブカラ、キワ及ロシヤ、ノ交界點^東ニ至ル所ノ中
間ノ土地ヲ以テス

第二條

アムールダリヤ河右岸ノ土地ハ、キワ汗國ヨリ全ク離レシ
ニヨリ、ブカラ、ヨリ、ロシヤ、ニ北行ノ商隊往還ハ盡ク、ブカ
ラ領ト、ロシヤ領トニ歸ス故ニ兩國政府各其領分内ニ於
テ諸道一般商隊ノ通行ヲ保護スヘシ

第三條

アムールダリヤ河流ノ、ブカラ王ニ屬セシ區域ハ、ロシヤ、ノ
漁船及他船トモニ官私所屬ヲ問ハス総ヘテ、ブカラ、ノ船
ト同シク自在ニ航運スルヲ得ヘシ

第四條

ブカラ領分中アムールダリヤ河岸ニ於テ必要ト認メル地
所ニハ、ロシヤ人船着場及ヒ物貨儲藏ヲ設クルヲ得ヘシ

其地所ハ、ロシヤ中アシヤ長官ノ撰定ニ從フモノトス、ブ
カラ政府ハ此船着場等安全ヲ保護スルノ責ニ任スヘシ

第五條

ブカラ國中ノ市場ハ都府村落ヲ論セス、ロシヤ商賣ノ爲
メ悉ク開ケシモノトス
ロシヤ商人及商隊共ニ地方官特別ノ保護ヲ被フリテ各
處自在ニ通行スルヲ得ヘシ、ブカラ政府ハ其安全保護ノ
責ニ任ス

第六條

ロシヤ、ヨリ、ブカラニ赴キ、ブカラ、ヨリ、ロシヤ、ニ赴ク、ロシ
ヤ商人ノ輸出入品税ハ、トルキスマン道ニ於テ其原價四
十分ノ一ヲ課スルト全シク、ブカラ、ニ於テモ原價二分半

ノ利ヲ収メ其外ニ増稅ヲ課スヘカラス

第七條

ロシヤ商人ハ其物品ヲ、ブカラ領内ニ由リ近鄰諸方へ通運スルヲ得ヘシ

第八條

ブカラ、ノ都會ニ於テ必要ノ場所ニハ、ロシヤ商人ヲシテ、其物品ヲ貯ル商館ヲ建ツルヲ得セシムヘシ、ブカラ商人モ、ロシヤ、トルキスタン道ノ都會ニ於テハ全權ナル權ヲ有ス

第九條

商賣營業ノ正シク行ハレ課稅ノ其度ニ適スルヲ監督シ且商賣上地方官吏ト交通ノ爲メ、ロシヤ商人ヲシテ、ブカ

ラ都城各處ニ其理事役ヲ置クヲ得セシムヘシ

第十條

ロシヤ人ト、ブカラ人トノ商賣約束ハ双方共ニ固ク守リテ猥リニ違フヘカラス

ブカラ政府ハ商賣約束ノ善ク行ハレ商業ヲシテ一般ニ其道ヲ得セシムルヲニ注意スヘキヲ約スル事

第十一條

ブカラ人ノ、ロシヤ領内ニ於テ國法ニ觸レサル工職製造ノ諸業ヲ營ムヲ得ルト全シク、ロシヤ人モ、ブカラ領内ニ於テ其國法ノ禁セサル工職製造ノ諸業ハ國民全權ニ之ヲ營ムヲ得ヘシ

第十二條

ブカラ國內ニ於テ、ロシヤ人民ニ家屋田園等ノ不動產物
ヲ有スルヲ得セシムヘシ而シテ其地稅ハ國民一般ノ所
有物全樣ニ之ヲ課スヘシ、ブカラ人モ、ロシヤ國內ニ於テ
全上ノ權ヲ有スル事

第十四條

ロシヤ、ヨリ政府ノ外行免許狀ヲ持セスシテ、ブカラ、ニ脱
走スル者ハ其國民及脱走ノ原因ヲ論セス、ブカラ政府ハ
一切之ヲ受クヘカラス
若シ、ロシヤ、ノ罪人自國ノ追捕ヲ遣レテ、ブカラ領内ニ隠
伏スル者アルトハ、ブカラ政府ハ直ニ之ヲ捕ヘテ最寄ノ、
ロシヤ官吏ニ交付スヘシ

第十五條

ロシヤ、ノ中アシヤ、ニ於ケル上長官ト常ニ直接ノ交際ヲ
保ツ爲メ、ブカラ國王ハ其近臣ノ中ヨリ信任ノ者ヲ全權
使節トシテ、タシケント、ニ派遣スヘシ 此使節ハ常ニ、タ
シケント、ニ駐マリ、ブカラ王ニ屬スル家ニ住居シ其費用
ヲ以テ一切ノ事ヲ支辨スルモノトス

第十六條

ロシヤ政府モ、ブカラ、ト全樣常ニ其名代ヲ、ブカラ王ノ側
ニ置クヲ得ヘシ而シテ、ロシヤ、ノ使節モ、ブカラ、ノ使節ト
同シク、ブカラ府ニ駐リ、ロシヤ政府ノ費用ヲ以テ其家ニ
住居スルモノトス

第十七條

ロシヤ帝ノ欲スル所ニ從ヒ且其名譽ヲ表スル爲メ、ブカ

ラ國王セイドムザフアル左ノ法制ヲ立ツ
今ヨリ、ブカラ領内ニ於テ仁心ニ反シ恥ツヘキ所業ノ人
身商賣ハ永世之ヲ禁スル事

此法ニ基キ、セイドムザフアル、ハ其地方長官ニ令テ他
ヘテ嚴ニ其意ヲ奉行スル處分ヲ爲サシムヘシ
近鄰諸邦ヨリ、ブカラ人ニ賣却ノ爲メ奴隸ヲ率井來ル邊
境ノ諸城ニハ前奴隸賣買禁止法ノ外ニ左ノ命令ヲ布告
スヘシ

若シ王ノ命ニ背キ右ノ諸城ニ猶奴隸ヲ率井來ル者アラ
ハ直ニ之ヲ其主人ヨリ追奪シテ放免セシムル事

第十八條

高位ヲ保有スル、セイドムザフアル、ハ益鄰國ノ好ミテ

厚フシ親密ノ交際ヲ開カント欲シテ今般ロシヤ及ブカ
ラ兩國間ノ和親ニ關スル上文十七條ノ約束ヲ受ケテ
之ヲ守ルモノナリ 此條約ハ、ロシヤ語及トルキ語ヲ用
ヒ別記シテ二部トス

右ノ條約ヲ決定シ子孫ニ至ルマテ之ヲ守ルノ證トシテ、
ブカラ王セイドムザフアル其印ヲ捺ス

千八百七十三年九月二十八日

千二百九十年シヤグバン月十九日

シヤール、ニ於テ セイドムザフアル

境界

中アシヤ紀事第二編卷之三

ロシア中アシヤ領地ノ事

現今ロシア、中アシヤ領地トルキスタン道ト稱スル地方
 ハ西北及北ハ同國ノ、チレンブルグ及西シベリヤ兩道ニ界
 シ西ハ、カフカス道ノ、ザカスビ州ニ、界シ東ヨリ東南ハ清
 國ノ新疆南ヨリ西南ハ、ブカラ及キワ、ノ二汗國ニ界ス
 右ノ境界中清國ノ新疆ニ接セシ所ハ千八百八十年ニ至ル
 マテハ、タルバガタイ條約ノ定メ千八百六ニ依レリ其大略
 凡ソ北タルバガタイ山上ノ、タルタイ_二||_一アスウ越_コヨリ起テ
 南ニ往キ、バクタ、カプタガイ_二||_一清國ノ_二喀_一爾_二||_一所_二ハ_一チ_二經_一アラヌ、ウ
 山嶺ニ由リ西南ボロホツシル水源ヨリ其河流ニ順フテ、イ
 リ伊犁河ヲ過キ、チウン_二||_一チエ_二||_一倫_二||_一チ_二經_一ムル_二||_一ク_二||_一或_二||_一ハ、ケツメ

三百八十六
ン山ニ就テ東行シ、ウズンダ、ウ、山ヨリ稍西南ニ轉シ、テケス
河ヲ過キ、ナリンコル河流ニ順フテ天山ノ、ムザルト嶺ニ出
此ヨリ西ニ折レ其嶺ニ由テ漸々西南ニ轉シ、スヨク或ハ、ス
ユク越ニ至テ舊コーカン汗國ノ境界ト合セリイタル第ガタ
條然ヒ千八百八十年ペートルブルグ條約ニ依テ、イリ方面
ノ境線少シク東ニ轉セリ即チ、ベチエン山南方ノ山ヨリ、ホ
ルゴース河ニ順ヒ、イリ河ヲ過テ、コリヂヤット村ノ東邊ニ
至リ此ヨリ南ニ往テ舊界約ニ順フクベール第セブルスヨク越
以西ノ境界ハ、コーカン亡ヒシ後千八百七十七年ロシヤ、ニ
於テ當時カシガル領主タリシ、ヤクブニベク、ト約定セシモ
ノニシテ凡ソ、ズヨク河ノ水源ヨリ、カシガル山嶺ニ由テ西
行シ、アライニクル越テ經テ南ニ向ヒ、イルケシタム河ニ順

テ、ムスタイ山ヲ越ヘ、カラニクル湖ノ東南ヲ繞リシ雪山ニ
由テ、ウズベリ峠ニ至リ、カシガル地方トノ境界終ハル
ウズベリ峠ヨリ西ノ方ハ、ブカラ、トノ條約ニ依リ同上ノ雪
山ニ順テ、カラニクル湖ノ西南ヲ廻リ、トユクニスウ及ト、
フタニグルム峠ヲ經モクニスウ及キヨルニスウ、ノ兩河ヲ
横斷シテ迤北アライ山ニ至リ、メラク峠ヲ經ヒサル山嶺ニ
由テ西南ニ往キ後山脈ニ順テ北ニ轉シ又シヤ、フリシヤ、ブ
ス山頂ニ就テ西行シ其山脈盡クル所ヨリ北ニ折レ、セラ、フ
シヤン河ヲ、カタイニクルガン、ノ西ニ横斷シテ、ヌラット山
ニ至リ此山脈ニ順テ少シク東北ニ廻リ又西北ニ轉シテ、ギ
シルニムク沙漠ニ出ブラン沙邱ニ並ヒ、シドク牧場ニ至リ
西ニ折レテ一直線アムーダリヤ河邊ノ、イナケニヤル、ニ出

區分

此ヨリ河ノ右岸ニ並ヒ前岸キワ領ト界ヲ交ヘ、タルデク支
 流ニ順フテ、アラル海ニ入ル之ヲ外界ノ大略トス
 ロシヤ、トルキスタン道ノ地形ハ南北ニ短クシテ東西ニ延
 フ其幅員チ大約一萬九千四百四十餘方里ト數ヘ之チ、シル
 ダリヤ、セミレイチンスク、ヘルガナ、セラ、フシヤン、アム
 リヤ、ノ五州ニ分ツ
 シルダリヤ州ハ初メ、ロシヤ兵チレンブルグ、ヨリ獲シテ漸
 次ニ零セシ、シルダリヤ河方面ノ土地ニシテ舊ハ、コーカ
 ン汗國ニ屬セシ所ナリ、タシケント、チ以テ其治府トス
 セミレイチンスク州ハ初メ、ロシヤ、ノ、シベリヤ、ヨリ略セシ
 天山西北ノ土地ニシテ舊ハ、キルギース及コーカン汗國ニ
 屬セシ所ナリ、ウエルヌイ、チ以テ其治府トス
 ハ七河ノ邊ナ

大ナリ其名州内ニ在ル
 ナル河數ヨリ來ル
 州ハ、シルダリヤ河上流ノ土地千八百七十五年マ
 テハ舊コーカン汗國ノ遺保チ居シ所ナリ、マルギラン、チ以
 テ其治府トス
 セラ、フシヤン州ハ千八百六十八年ブカラ、ヨリ割取リシ、セ
 ラ、フシヤン河間ノ土地ナリ、サマルカンド、チ以テ其治府ト
 ス
 アムリダリヤ州ハ千八百七十三年キワ、ヨリ割取リシ、アム
 リダリヤ河右岸ノ土地ナリ、ベトロアレクサンドルスク、
 チ以テ其治府トス
 千八百八十二年ロシヤ、ニ於テ、トルキスタン道ヨリ、セミ
 レイチンスク州チ分チ西シベリヤ、ヨリ、セミバラチンス

戸口

シ及アシモリーリンスク、ノ二州ヲ分テ之ヲ合併シテ更ニ
 曠野總督府ト稱スル一部ノ軍鎮ヲ設ケタリ
 右五州ノ人員總計ヲ三百零三万八千百十九人トス
 年スコスタンチ曆ニハ、三百十表ニ據ル五千八百九十八年トアリ而シ
 テ各州土地人民ノ割合ハ左ノ如シ

部名	方里	住民 男女	住民 割合
シルダリヤ	八、五九五	一、〇九四、五五七	一二七
セミレイチンスク	七、三五二	七五八、二五〇	一〇三
ヘルガナ	一、三二〇	七二九、六九〇	五五二
セラ、フシヤン	四七四	三四八、四一三	七三五
アムーダリヤ	一、七〇〇	一〇七、二〇九	六三

三百九十

合計	一九、四四一	三、〇三八、一一九	一五六
右ノ中セミレイチン 里及其住民十三万九千六百八十八人ナリ算入セシモノトス 人民ノ種別及其各地方ニ分居ノ状態ハ左表ニ由テ之ヲ見ルヘシ			

三百九十一

総入札
42/1

種別	州名	シルダリヤ	シミレーチンスク	ヘルガナ	セラフシヤン	アムーダリヤ	合計
ロシヤ		八、四七七	四四、五八五	一、二二九	三、八三八	一、一八四	五九、二八三
タタル		四、三二一	二、九七八	、	、	一〇	七、三〇九
サルト		二一〇、七七四	三、三六九	三、四四〇、二二三	一、三三二、一三八	五	六九〇、三〇五
クツシク		五七、八四一	、	一一、五八〇	六七、八六二	一一〇	一三七、二八三
ウズベシ		二五、七七二	、	一九、八五二	一四〇、一五四	一六、一九五	一八二、一二〇
カラカルパシ		、	、	七、〇六一	、	五一、七一〇	五八、七七〇
キプチャク		、	、	七〇、一〇七	、	、	七〇、一〇七
トルクマン		、	、	、	、	五、八六〇	五、八六〇
ドンガン		、	一九、六五七	三四三	、	、	二〇、〇〇〇
タランチ		、	三六、二六五	、	、	、	三六、二六五
キルギース		七〇九、三七〇	五九五、二三七	一二六、〇〇六	六九五	三二、三八五	一、四六二、六九三
クラミン		七七、三〇一	、	、	、	、	七七、三〇一
蒙古及満州		三	二一、九三二	一八二	、	、	三三、一一七
ペルシヤ		、	、	、	二、二一一	七、一五	二、九二六
インド		一三五	、	三七〇	三五二	、	八五七
カルムイク		、	二四、七八四	、	、	、	二四、七八七

右ノ次第ニテ人員最モ多キハ游牧人民キルギース、ニシテ
 其全道ノ總人口ニ於ケル百分ノ四十八ヲ成ス其次ハ都城
 ノ住民サルト二十二分ウズベク六分ヲチシク四分半ロシ
 ヤ人ハ兵ヲ除ヒテ僅ニ一分ヲ成ス
 右ノ衆族チ一ニ總ヘ其生計上ヨリ更ニ之ヲ都城村落及牧
 野ノ三種ニ分ツルハ諸州左ノ割合ヲナス

人民一般生齒繁息ノ景況ハ其調査足ラスシテ之ヲ審カニ
 スルニ由ナシ然レ千八百七十年以來諸方ヨリ移住ノ人員
 ハ大ニ増加セシモノト見ユ
 ロシヤ人民ノ移住セシ所ハ專ラ北部ノ方ナリ初メ、ロシヤ、
 ニ於テ、セミレイチンス、ク州内カバル及ウエルヌイ地方ノ
 諸河水ニ就テ耕作ニ便ナル土地ヲ撰ミ、シベリヤ、ヨリ、カザ
 シ兵民募テ國境ニカサクセシムルハ本ノ何人ヲ此間ハ兵民ハ壯
 ナ納メス之ニ代ルニ半生騎馬ヲ養テヒ務トス夫ノハ悉皆兵
 馬ヲ準備シ直ニ徵シニ應スルヲ以テ夫ノハ悉皆兵
 規則騎兵ノナリヨリチ移シ且内地ノ農民ヲ招致セシニ最初
 出ツルモハナリヨリチ移シ且内地ノ農民ヲ招致セシニ最初
 東シベリヤ、ノ、アムール江黑龍地方ニ移住ノ募リニ應シテ、ロ
 シヤ、ノ南部ヨリ出テ長ク、シベリヤ、ニ流寓シシ農民一組轉
 シテ此方ニ來リ續ヒテ内地ノ農民組合ヲ成シテ陸續移住

シ其稼穡地漸次ウエルヌイ、ヨリ東南ノ方天山分支ノ山谷ニ廣カリ七八年間ニ、ロシヤ村落イシクハ湖邊ヨリ其東西ニ散布シ千八百七十九年ニハ六十八村ヲ成シテ人口四萬四千八十九人トナルニ至ル右ノ中カザク兵民ヲニ万其前千八百六十七年ニハ、カザク兵民都然ハ、ロシヤ人民ノ合一万四千四百七十三人アリシト見ユ土著ハ此方面ニ限リ其餘ノ諸方ニ分散セシ者ハ一時出稼キノ雜商職人及御者ノ類ニ過キス南部ノ方ハ、ロシヤ領ニ歸シテ治安ノ業定マリシ以來土地ノ需用新ニ増シテ商工ノ業一般ニ振興シ此十年來近鄰ノ諸汗國ヨリ移住スル者亦多カリシハ千八百六十八年シルダリヤ州内ノ居民ヲ四萬七千二百六十七戸ト算ヘシ者千八百七十七年ニ至テハ六萬五千四百六十三戸トナリ十年

吏治

間ニ一萬八千九十六家増シテ人口ノ殖ヘシヲ幾ント十萬ト云フニ由テ知ルヘシ凡ソ此地方水ニ饒カナル膏腴ノ土地ニハ人戸大ニ繁殖シテ一方里ニ人口五千以上ノ割合トナル地方アリ、セラフシヤン河間ノ土地ノ如キ是ナリ然レ中アシヤ一般荒原瘠地甚ク多ク、ロシヤ領内ハ概シテ一方里ニ百五十六人ノ割合タリ土地ノ空漠推シテ知ルヘシ地方ノ支配向ハ各州々長アリ州ハ郡ニ分ル郡長以上ハ、ロシヤ人ヲ以テ之ニ任シ其助役以下ハ土人ヨリ之ヲ撰フ唯タシケント、ノ如キ大ナル府ハ土人ノ自治ニ委テ之ヲ監督スルノミ州長或ハ軍務縣令ハ一州或ハ一部ノ鎮守兵長官ニシテ軍務ヲ掌リ兼テ州内ノ吏治ニ任シ總督ニ隸ス

總督ハ軍務ヲ總ヘテ全道ノ吏治ニ任シ直ニ事ヲ帝ニ稟ク
 ルヲ以テ制トス而シテ其遠ク本國ヲ離レ緩急稟旨意ノ如
 クナラサルニヨリ近鄰ノ諸汗國ニ對シテハ總督ニ宣戰講
 和ノ特權ヲ委任ス
 地方ノ政界ハ土民ヲシテ、ロシア、ノ新支配却テ舊汗國ノ治
 蹟ニ優ルヲ知ラシメ之ヲ懷シルヲ以テ主トス故ニ吏治上
 多クハ土地舊來ノ習慣ニ因リ其弊ヲ改ムルニ過キス重大
 ナル改革ハ吏治ヲ、マホメツト宗門ヨリ全ク分離シ宗徒ヲ
 シテ民政ニ關涉スルヲ得サラシムルニ在テ其事一難問ヲ
 リシト雖也遂ニ之ヲ決行セシニヨリ其後宗徒ノ威權漸々
 殺ク彼等復テ行政上ノ妨礙ヲ爲スヲ得ス
 土民ノ、マホメツト宗教ニ凝固セシ人々ハ、エフロツパ風ノ

開明ニ向フコト甚タ難シ故ニ、ロシア、ニ於テハ事ヲ將來ニ期
 シ諸方ニ、ロシア流ノ下等小學校ヲ設ケテ其子弟ヲ教育シ
 漸次ニ其心志ヲ已ノ方ニ移サンコトヲ計ル然レ子弟ヲ遺ル
 者甚タ少クナクシテ方今未ク其好結果ヲ見ルニ至ラスマホメツト
ト宗門ニ關シテハ各
地其タ盛ニナリ
 舊來各地方ニ於テ威權ヲ有シ土民ノ支配ニ關シシ人々ニ
 ハ恩給ヲ與ヘテ之ヲ養フ
 土民ヨリ兵卒ヲ取ラス唯、其中管テ武勇ヲ以テ著ハレ今ロ
 シヤ、ノ非役士官ニ列スル者アリ警察官吏ニ至テハ重モニ
 土人ヲ撰ンテ之ヲ用ユ
 租税ノ法ハ舊來ノ成規ニ基ヒテ之ヲ加減セシモノニテ地
 租家屋税其最ニ居ル分原ノ一四舊時ニ比スレハ税目減シ納

軍 鎮

者ニ於テハ稍緩ナリトモ云フ游牧人民ハ一幕ニ就キニル
 一ブル七十五カペーキ、ノ税ヲ拂フ
 千八百七十七年トルキスタン道總督府歳出入ノ決算ヲ案
 スルニ歳入三百五十三萬四千四百五十四ルーブル餘歳出
 九百八十三萬四千四百五十四ルーブル餘トアリ歳入ハ僅
 ニ地方吏治ノ費用ヲ補ヒ兵ノ費用ハ全ク國庫ヨリ別途支
 出ノ事ト見ヘシカ其後追々田園及家屋ノ調査ニ着手シ少
 シク租税ノ規則モ改革スル所アリシニ税額漸々増加シテ
 千八百八十年ニハ歳入四百萬ルーブル、ニ上ルノ計算トナ
 リ今四五年間ニハ國庫別途ノ支出ヲ歳出三分ノ一ニ減シ
 得ル豫算ナリト聞ケリ
 トルキスタン道ノ鎮守兵ハ千八百七十九年一月ノ調査ヲ

案スルニ歩兵二十五大隊工兵一大隊カザク騎兵八聯隊野
 砲及山砲八十八門ニシテ將校千百二人兵卒四萬六千四百
 六十五人トアリ之ヲ全道ノ住民ニ配當スレハ六十五人ニ
 一兵卒ノ割合タリ
 此兵多クハ近鄰國境ノ要處ニ構ヘシ城堡ニ分屯ス今國境
 チ分ツテ其重モナル城堡ノ在ル所ト兵營分列ノ概略ヲ示
 ス左ノ如シ
 一 キワ國境 キワ汗國トハ、アムーダリヤ河ヲ以テ界ト
 ス其河邊ノ、ハキン、ト稱スル渡場ヨリ二里許上流ノ右岸ニ、
 ペトロ||アレクサンドル城アリ此ニ歩兵二大隊砲兵
 二隊カザク騎兵四隊或ハ四百ヲ備フ此ペトロ||アレクサ
 ンドルスク、ハ、アムーダリヤ州ノ治府ニシテ、キワ城ヲ距ル

一十四五里ニ過キス故ニ其動靜ヲ伺ヒ且變ニ應スルニ便
 利ナル位置トス
 此ヨリ下流ノ方十七八里ノ距離ニ、ヌクニ城アリ此城ハ兵
 三百大砲二門ヲ以テ守リ其餘ノ兵ハ城外ノ運用ニ向クル
 ヲ得ル豫算ノ建築ニシテ、ペトロロアレクサシドルスク、ヲ
 支持スルヲ主トシ且曠野ノ、トルクマン制馭ニ備ヘシモノ
 トス現在ノ兵數ハ詳ナラス
 一 ブカラ國境 ブカラ、トノ交通ハ凡テ、サマルカンド、ニ
 由リ此ヨリ本道ハ西カテイ||クルガン、ヲ經テ、ブカラ府ニ
 向フ又南シヤ、フリシヤブス山ヲ越ヘテ、ブカラ領内ノ、カル
 シー及シアール諸城ニ出ツル數路アリ、アムーダリヤ河上
 流ノ地方ト交通ノ路之ニ由ル故ニ、サマルカンド、ハ兵器上

ニ於テ、トルキスタン道中第一ノ要地ニシテ此ニ、ロシヤ兵
 根據ノ城郭ヲ設ケシハ前既ニ之ヲ記セリ然レ現今守衛ノ
 兵ハ步兵三大隊騎兵六百砲兵二隊ニ過キス
 此ヨリ西ノ方ニ相距ル十八九里ブカラ、ト境界ヲ交ヘシ、カ
 テイ||クルカン堡ニ步兵一大隊ヲ備フカテイ||クルカン
 七十四行軍路之數ヲ六
 一 清國國境 舊コーカン汗國今ヘルガナ州ノ東ハ清國
 新疆ノ、カシガル地方ニ界スト雖レ、アライ高山或ハ葱嶺或
 ハ、カシカル之ヲ隔テ冒カス可ラサル天險アルヲ以テ別ニ
 邊塞ヲ設ケス唯、ヘルガナ州内ニ步兵七大隊騎兵二聯隊砲
 兵三隊半ヲ置キ、コーカン、マルギラン、ナマンガン、アンヂヨ
 ヤン、チシ、ウスゲンチ、ノ諸城ニ分屯セシム右ハ、ロシヤ、ニ於

テ、コーカン汗國ヲ兼併セシ以來年未タ久シカラズ信用猶薄キニヨリ土民鎮撫ノ目的ヲ以テ重シトス然レ千八百八十年イリ爭論ニヨリ、ロシヤ兵清國へ逼リシ時ハ此方ノ兵過半東ニ向ヒ、アライ山ヲ越へ、カシガル、ノ地ニ入テ陣セリ。東北部ニ於テ、カシガル地方へノ守備ハ、ナリン河ノ上流ヨ、ナリン城及イシクハタル湖ノ東ニ、カラコル堡ヲ設ケテ守兵ヲ置ク其兵兩方各歩騎砲兵合計二千五百餘トス。カラコル、ヨリ東ノ方へ、テケス河ノ水源ヲ經テ天山ヲ越ユル、ムザルト、ト稱スル山路アリ舊來天山南北ノ兩地方之ニ由テ相通ス然レ甚ク險阻ニシテ往來難澁ノ路タリ、ロシヤ此地方ヲ略スルニ及テ早ク其要路タルヲ知リ千八百六十八年ヨリ工兵ノ嚮導ニ由リ兵隊ヲシテ山ヲ掘リ石ヲ鑿タ

シメ西カラコル、ノ方ヨリ漸次ニ新路ヲ開キ、テケス河ノ水源ニ出千八百七十年ニ至テ遂ニ、ムザルト谷峽ニ達シ此ニ天山兵線ト稱スル一軍ヲ置テ、カシガル及イリ交通ノ路ヲ扼セシニヨリ其翌七十一年イリ、ノ變アリシモ、カシガル王ヤクブハメク動クヲ能ハサリシ、ロシヤ、イリ、ヲ扼ヒシ後千八百七十三年ニ至テ此陣營ヲ撤シ、ムザルト谷峽ヨリ退ク。一里半許テケス河ノ水源ウルテ、ムザルト谷峽ヨリ退ク處ニ斥候所ヲ設ケテ騎兵半隊ヲ留メ其餘ハ皆イリ、ニ収メタリ此斥候所ヨリ西ニ去ル八九里ノ處ニハ既ニ、ロシヤ兵ノ村立テリ。ムザルト、ヨリ東北ノ方ハ舊ト清國ト境ヲ交ヘシ、ボロホツシル堡ニ兵三百砲二門ヲ備ヘ北ノ方ハ清國チウグチヤク

或ハ、タルバガタイ城ノ西バクタ、ト稱スル處ニ步騎兵各一隊大砲二門ヲ備ヘ又其中間アラタ、ウ山中カアマガイ、ト稱スル清國ノ斥候所ニ接シ騎兵一隊ヲ置テ境外ノ形勢ヲ察シ且界ヲ越ヘテ出奔スル游牧人民ヲ禁止セシメタリ然レモ千八百七十一年ロシヤ兵ボロホツシル、ヨリ、イリ地方ニ入りシ以來唯、バクタ、ノ守兵ヲ殘シ餘ハ皆イリ地方ニ退ケテ、スイドン及クリツシヤ諸城ニ分屯セシム其兵凡ソ步兵一大隊半騎兵四隊野砲六門トス

右ノ外番兵トシテ或ハ一隊或ハ二隊ツ、諸方ノ舊堡ニ分散シ其餘ハ、トルキスマン道ノ中央タル、タシケント府及ウエルヌイ城ニ分屯シテ四方緩急相應スルノ用ニ備フ其タシケント、ニ在ル者ハ通例步兵六大隊騎兵五隊工兵一隊ウ

エルヌイ、ニ在ル者ハ步兵三大隊騎兵二隊砲兵二隊トス

城堡ハ、ロシヤ人新ニ構ヘシモノアリ又舊來ノ城ニ依テ修繕ヲ加ヘタルモノアリ其新ニ構ヘシモノハ城ノ周圍ニ濠ヲ掘リ土堤ヲ數里ニ築キ砲座及小銃ノ狙撃場ヲ設ケ射的方面ヲ曠フシテ全ク、エフコツパ流ノ城形ヲナス其在來ノ城ヲ修繕セシモノハ或ハ高壁ヲ毀テ土堤ヲ築キ或ハ郭内ノ兵營及倉庫ヲ改築シテ保守ニ便ナラシム

凡ソ此地方土民ノ城ト稱スルモノハ居所ノ周圍ニ高キ一丈二三尺許ノ土壁或ハ瓦壁ヲ築キテ之ヲ圍ニ壁外ニ空濠或ハ渠溝ヲ通ス而シテ壁内地勢ノ高キ所ニ就テ別ニ内郭ヲ築キ其四方ニ樓臺或ハ射撃場ヲ設ケテ最後ノ根據トス、ロシヤ兵一城ヲ取ルルハ先ツ此内郭ヲ占テ直ニ守備ニ着

四百六

手シ此ニ病院及輜重武器等ノ貯藏ヲ設ケ必要ノ守兵ヲ留
メ其餘ハ壁外ニ出テ便利ナル地所ニ就テ陣スルヲ以テ常
トセリ而シテ其既ニ城下近傍ニ陣營ノ場所ヲ定メ假屋ヲ
構ユルニ至テハ需用ノ利自ラ雜商ヲ招キ致シ其近傍ニ追
々小賣商店及浴室等立チ始マリ、ロシヤ人民居留地ノ基ト
ナリテ造作相續キ後遂ニ、ロシヤ風ノ一市區成ルニ至ル即
チ方今ノ新タシケント、サマルカンド及新マルギラン、ノ如
キハ皆此例ニ依テ成リシモノナリ

ロシヤ兵ハ稍、築造ニ工ミニシテ此地方ニ於テハ各隊工
作道具ヲ備ヘ假營等ハ大抵自ラ之ヲ構フ、イリ爭論中ロ
シヤ兵國境ニ出陣ノ時余イリ地方ニ於テ其營所ヲ巡廻
シ山中處々ニ於テ通常ノ兵自ラ山腹ヲ削テ路ヲ通シ木

四百七

テ伐テ營ヲ結フヲ見タリ其中イリ、ヨリ、サイラム湖ニ出
ル、タルキ越^三ノ山中ニ在シ兵營ハ冬ヲ過コス積リニテ建
ツルモノトテ他所ノ兵營ヨリモ丈夫ニ構ヘ士官室ノ如
キハ硝子窓及煖爐等ノ設ケアリ全ク平常ノ家ニ異ナル
ヲナキヲ見シカ是モ此處へ出陣セシ兵隊ノ一手ニ成リ
シモノニテ尙ホ他營ノ構造最中タリ唯、山路ノ開鑿ニ至
テハ工兵ノ指揮ヲ受ケサルヲ得スト云ヘリ、ロシヤ農民
ハ平生手ツカラ其家ヲ作り角組鹿屋ノ構造ニハ善ク習
レシニヨリ兵卒四五人間コトニハ必ス一良工アリト云
フ其得亦大ナリ

ロシヤ内地ヨリ其中アシヤ領地へ通スルニ馬車道ニアリ
一ハ東チレンブルグ、ヨリ、チルスク、カザリンスク、ヲ經シル

ダリヤ河ニ沿ヒ、ペロー、フスキ、トルキスタント、ナムケン
 ト、チ過テ、タシケント、ニ出ツ之ヲ、チレンブルグ道ト稱ス一
 ハ東北西シベリヤ、ノ、セミパヲチンスク、ヨリ南ニ向ヒ、セル
 ギチホル及カバル、チ經西南ニ轉シテ、ウエルヌイ、ニ赴キ其
 レヨリ西アウリエ、ニ由リ、ナムケン、ニ出テ、チレン
 ブルグ道ニ合シテ、タシケント、ニ向フ之ヲ、シベリヤ道ト稱
 ス此兩道共ニ最初ヨリ、ロシヤ兵中アジャ、ニ進軍ノ路トス
 チレンブルグ道ハ、チルスク、ヨリ一路北ニ分レテ、シベリヤ
 地方ニ至ル其餘ハ過クル所曠原沙漠ニシテ、ナムケン、ニ
 至ルマテ別ニ岐路ナシ、シベリヤ道ハ、カバル及ウエルヌイ、
 ノ間アルテン、ニエミル、ト稱スル所ヨリ岐路東ニ分レ、ホロ
 ホツシル、チ經テ、イリ、ノ、グリツシヤ、ニ至ル又ウエルヌイ及

アウリエ、ニ由リ、ノ間ニシベク、ヨリ一線東ニ分レ、イシク
 クル湖岸ニ沿フテ、カラコル、ニ至ル
 タシケント、ヨリ以往ハ路ニツニ分ル一ハ西南チナズ、ニ由
 リ、シルダリヤ河ヲ渡リ、チザク、チ經サマルカンド、チ過テ西
 カタイ、ニ至ル之ヲ、チカラ道ト稱ス一ハ、コイカ
 ノ道ト稱シテ南アスケント、ニ由リ、ホツゼント、ニ於テ、シル
 ダリヤ河ヲ渡リ東コイカン、ニ出テ是ヨリ又ニツニ分レ一
 ハ東北チマンガン、ニ赴キ一ハ東マルギラン、チ經アンヂシ
 ヤン、ニ由テ、チシ、ニ至ル外ニ、コイカン道ニ當リシ、ホツゼン
 ト、ヨリ一路西南ウラチウベ、ニ通シ其レヨリ西チザク、ニ出
 テチカラ道ニ合ス、チカラ及コイカン、ノ往還之ニ由ル
 右ノ諸道ハ馬車通行スルチ得ル驛路ナリ其餘ハ皆カラワ

ノ道ト稱シテ馬或ハ駱駝ノミ行ク路トス其路ハ曠野中縱
横ニ通シテ處々亦車道タルヲ得ル所アリ
驛路ハ凡ソ六七里間コトニ一驛場ヲ設ケ定則ニ依リ賃錢
ヲ課シテ人馬ノ遞傳ヲナス旅人ハ通例晝夜兼行ス凡ソ驛
場ノ都合好キ時ハ一晝夜ニ七八十里ヲ行クヘシ然レ往來
繁ク遞傳忙急ナルキハ長ク馬ヲ待タサルヲ得サルコトアリ
或ハ駱駝ヲ以テ馬ニ代ルコトアリ又或ハ假令出發スルモ羸
馬疾行スルヲ得スシテ駱駝ト同シク徐行スルコトアリ故ニ
一晝夜ノ行程平均四五十里ヲ以テ常トス
ナレソブルグ、ヨリ、タシケン、マテ凡ソ五百二十里程アリ
此路官用ヲ以テ疾行スルモノハ七日ヨリ十二三日私用ヲ
以テ旅行スル者ハ十四五日ヨリ廿日間ヲ費スヲ以テ常ト

ス右ハ何レモ晝夜兼行スト雖レ官用ヲ帶ル者ハ内地同様
先發ノ特權ヲ有シテ驛場ニ時ヲ費サス又其遲速ハ天氣時
候ト驛場用馬ノ緩急トニ由ル駱駝運用ノ商隊ハ此路ヲ通
過スルニ凡ソ六十日ヨリ七十日間兵隊ハ三ヶ月間ノ時ヲ
用ユ

余此路ヲ通行セシ時ハ前年寒強ク雪凍リ畜類雪底ノ草
ヲ撥出スルヲ得スシテ多ク餓死シ之カ爲メ游牧人民大
ニ窮シテ當年ハ曠野ノ飢饉トナリ宿驛閉鎖シテ、ナルス
ク、ヨリ以テ往ハ往還全ク斷ヘタリシニヨリ或ハ本道ヲ離
レテ、キルギス、ノ牧場ニ向ヒ處々駱駝ヲ雇ヒ繼カサル
ヲ得サリシヲ以テ旅程大ニ迂廻シ晝夜兼行二十三日ニ
シテ纔ニ、タシケン、ト、ニ達スルヲ得タリ

歸路シベリヤ道ニ由リシニ途中イリ地方ヨリ歸陣ノ兵ニ會ヒ且當時ナレシニ道槽通セズテ内地トノ往復ハ獨リ此一路ニ歸セシヨリ飛脚及士官等ノ通行繁ク驛馬其用ヲ辨スルニ足ラスシテ到ル所郵送物品山ノ如ク積ミ重ナリ旅人雜集シテ馬ヲ待テ驛場ノ混雜一方ナラサリシカ此ノ如キ場合ニハ通例少シク賃錢ヲ増シテ近在村民ノ馬ヲ雇ヒ次驛或ハ其先マテ通過スルヲ得ヘシト雖此ノ兩道ノ如キ驛場多クハ曠野中ニ孤立セシ所ニ在テ驛馬支障セシ時ハ徒然順次ヲ待ツノ外他策アルコトナレ余ハ幸ニシテ特別ノ待遇ヲ受ケ一日ヨリ長ク留メラレシ所モナカリシト雖此處々ニ於テ一週間餘モ馬ヲ待テ居シ窮客ニ遇ヘリ

鐵道論

ロシヤ、ヨリ中アシヤ、ニ鐵道布設ノ論ニ就テハ是マテ種々ノ計畫アリシカ其大要一ハ線路ナレシブルグ、ヨリ起リ、カザリンスク、ノ東北ヲ經カタ、ウ山南ニ出直ニ、サマルカン、ニ向ヘリ之ヲ西方線ト稱シテ其長サヲ大約六百三十四五里トス一ハ、シベリヤ、ノ、エカテリンブルグ、ヨリ起リ、トルカイ河ヲ橫斷シ直徑トルキスマント、ニ出同シク、サマルカント、ニ向フ之ヲ東方線ト稱シテ其長サヲ大約六百七八里トス

ロシヤ及中アシヤ通商ノ路多クハ西シベリヤ、ニ由ルヲ以テ右兩線ノ中東方線ヲ以テ經濟道トシ且此道發起ノ地所ニ材木ノ資アリ少シク其工業ヲ易フスルヲ得ルニヨリ此線路ヲ主張スル者稍多クシテ右工作ノ費用ハ運川器械ヲ

四百十四

除キ一里ニ就キ八萬二千圓ヨリ九萬三千圓マテノ計算ヲ立テシ者アリ然レ兩方共ニ全道精確ノ測量未タ整ハス且其經ル所多ク不毛ノ沙漠ニシテ建築ノ需用ニ供スルモノナキヨリ造作ノ基ニハ故條鐵及煉瓦ヲ用ユル積リト見ヘシカ其レニシテモ工事ノ困難ハ勿論實際莫大ナル費用ヲ要スヘシトテ今ハ西カスピ海ノ方ヨリ直ニ中アシヤ、ノ奥ニ至ル路ヲ索ム之ヲカスピ海線路ト稱シテカスピ海岸ノ、カラスノ、ウチツ、スク灣ヨリ起リ、ロシヤ兵ノ最後ニ、トルクマン、ヲ征セシ路筋即チ、アハル沃野ニ由テ、メル、フ、ニ向フモノトス此方ハ線路短クシテ工事亦稍易シト云フ然レ方今トルクマン地方僅ニ定マリシノミニテ昨年マテハ商隊モ容易ニ通行スルコト能ハサル所ナリシニヨリ事猶

其線路推究ニ止マレリ

爾後又トルクマン地方ノ形勢一變シ、ロシヤ兵進ンテ、メル、フ、ニ據リ直ニ、カスピ海ヨリ鐵道造作ニ着手シテ其事業大ニ進ミ既ニ、カラスノ、ウチツ、スク、ヨリ、メル、フ近傍マテノ道成リ來ル千八百八十六年ニハ、ブカラ及サマルカンド、ニ及ホス積リナリト云フ其成功ノ速カナル實ニ驚クヘシトス若シ其道全ク成ルニ至テハ中アシヤ、ノ他邦ト交通ノ路ハ凡テ、カスピ海ニ歸スヘシ而シテ、ロシヤ内地ト交接ノ便ハ其鐵道發起ノ前岸或ハ、カラスノ、ウチツ、スク、ト東西相對セシ、バクウ、ニ由ルモノトス、バクウ、ヨリ其路東西ノ兩方ニ分ル一ハ鐵道直ニ、カフカズ、ヲ貫ヒテ黑海東岸ノ、ボツナ、ニ出此ヨリ海ニ航シテ或ハ、アゾ、

四百十五

ニ起ラサルヲ得ス故ニ下編各其論問ノ主タル地方ヲ記シ、
ハシヤ、ノ、イギリス及清國ト相關涉ノ大略ヲ述ヘテ事變ノ
參考ニ供セントス

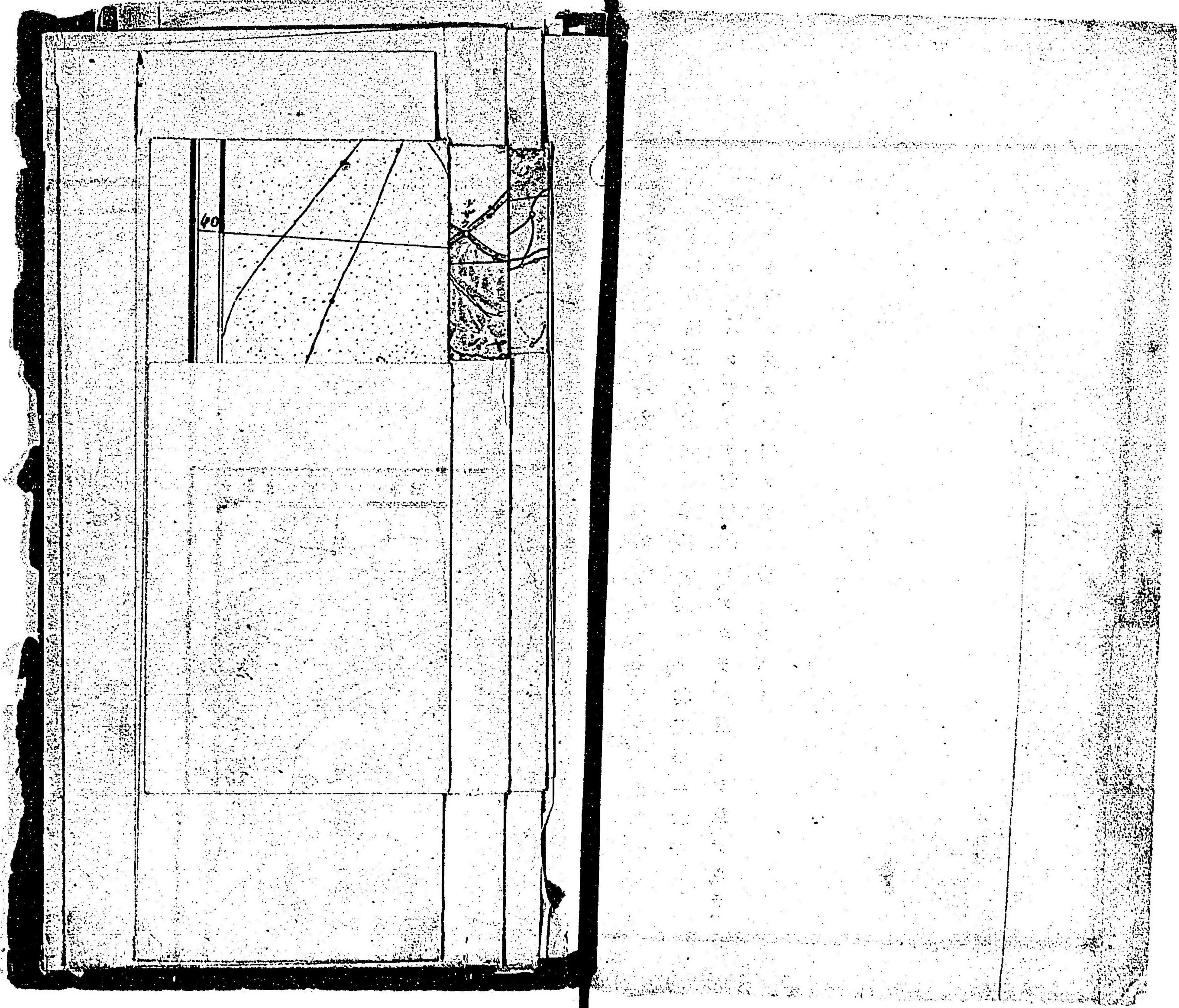
中アシヤ紀事第二編終

附錄 年明治十九


初メ、スコーベレン將軍ゲナク || テペ、ヲ征スルニ當テ最モ
運送ニ不便ナル、カスビー海岸ノ、ミハイロ、フスキー、ヨリ、リ
チン、ト稱スル處マテ假リニ軍用鐵道ヲ設ケタリ後メル、フ
歸スルニ及ンテ更ニ鐵道兵隊ヲ設ケテ其線路ヲ、キシル ||
アルワト、ニ敷キ及ホシ又ミハイロ、フスキー、ノ船着場不便
ナルヲ以テ別ニ、カラスノ、ウチツ、スツ、ヨリ一線ヲ起シテ之
ヲ聯チシト見ヘシカ最後ノ通信ニ據ルニ本年三月昨千八百
八十五年夏ロシヤ、ニ於テ更ニ第二ノ鐵道隊ヲ設ケ七月一
日キシル || アルワト、ヨリ工事ヲ起シ始ハ試驗肆業ノ意ヲ
以テ道ヲ造リ九月十日ニ至リ纒ニ、バミ、ニ達セシト雖モ此
五十一ハ我九丁四十三間餘アルチマンウバヨリストヨリ

他ノ一隊加ハリ都合三隊四百五十人トナリ必要ノ器具亦
 備ハリテ工事漸ク進ミ十一月十四日ニハ、ゲナクテ、ノ
 停車場ヲ開クニ至リ此ヨリ、アスハバツト、マテ四十二ウヨ
 ルスト、ノ路ヲ十二日間ニ通過シ方今既ニ、ヅシヤク、ニ達シ
 テ、メル、フ、ニ進ム所ナリト又此軍用鐵道隊ハ住居ニ便ナル
 二階製ノ車ソゴ中ニ住セリ其車二十七輛アリ諸工場倉庫
 電信局ヨリ厨房病院役所ニ至ルマテ皆此ニ備ハリ聯車全
 シ轉運ノ一兵營ヲ成シ毎日凡ソ四ウヨルスト半許ツ、進
 ミ行テ跡ニハ鐵條及電信線ヲ留メ前途メル、フ、マテ僅ニ百
 五十ウヨルスト、ノ空地殘リシトマカスビ海岸コリ、メル、フ、
 二、三、凡ソ我ニ百
 又其後ノ報ニ五月年メル、フ、マテノ鐵道既ニ成リ、ロシヤ、ニ於


テ其線路ヲ、ブカラ及サマルカンド、ニ及ホスフニ決シ鐵道
 兵ノ隊長ニ所要ノ金額及器具ヲ與ヘテ其工事ニ着手セシ
 メ又サマルカンド、ヨリ電信線ヲ、ブカラ、ニ及ホシ且、ブカラ、
 ニ代理公使ヲ置テ一切ノ事ヲ辨セシムト





トキラスノ道之圖




トキラスノ道之圖

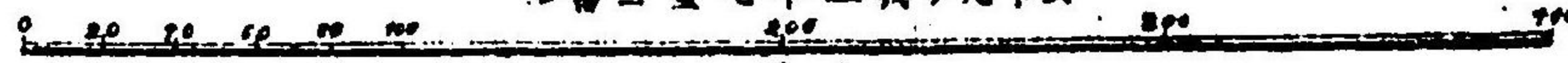









ルヨウ百ノ露ニナナイ一ノ英
ル番ニ里七十二儀ツルトス



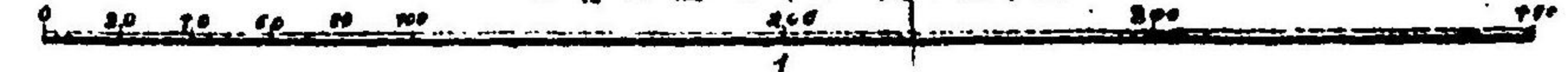
1
120000

上ニ施ノ
シタル
朱線ハ
跡經歷ノ



ル起リヨスリバハ度経 60 64 68 72

ルヨマ百ノ露ニナシ一ノ英
ル書ニ百七十二機ソルトス



1/20000

74

76

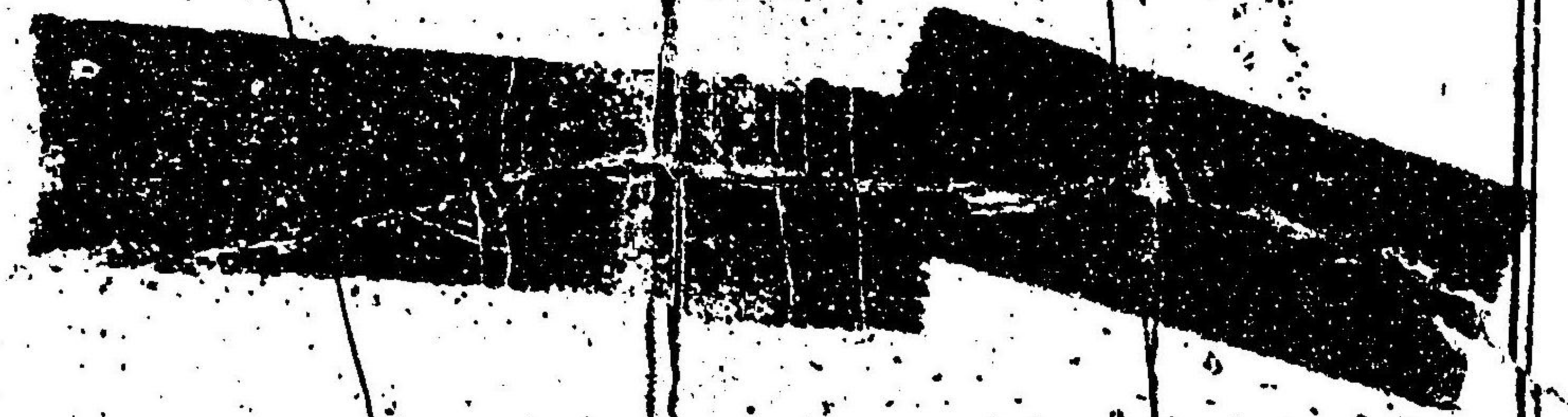
78


80

29

40

漠 沙





70

72

74

76

40


遊 | ビスカ


クスタ

キスフロイハ

チ

トワルズ ルツキ






アハルテケ
及メルフ之
圖

ハ鐵道

ハ河跡



74

76

78

80


ドルヌジツフ

河ヤリダシチダ

シカゴ

トツシスア

フル



アハルテケ
及メルフ之
圖

ハ鐵道
ハ河跡

0 35 70 105 トスルヨウ

38

ルヤリシキエチ

河クレツア

河シハルユヒ

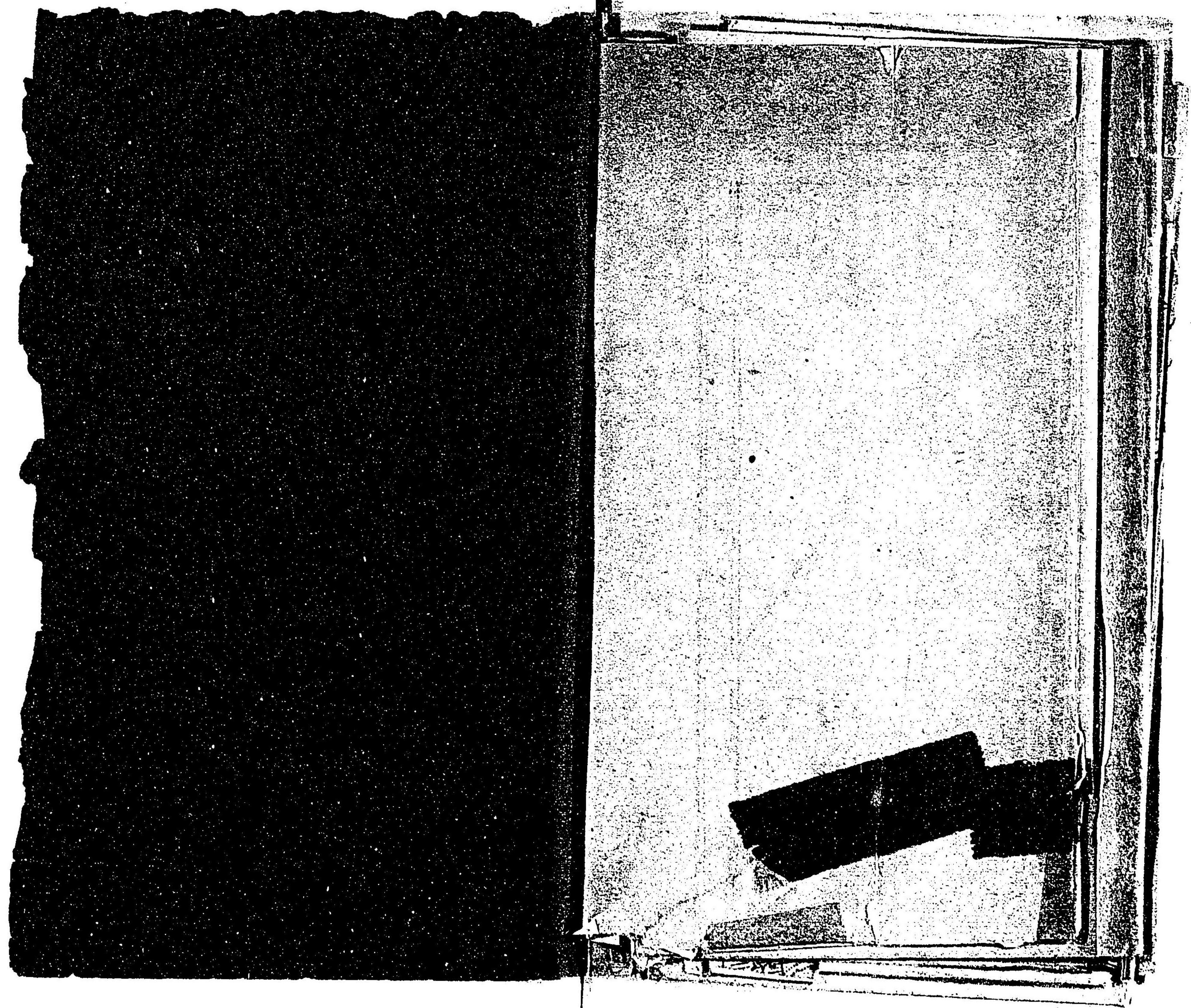
ドルヌジフ

トツバハスア

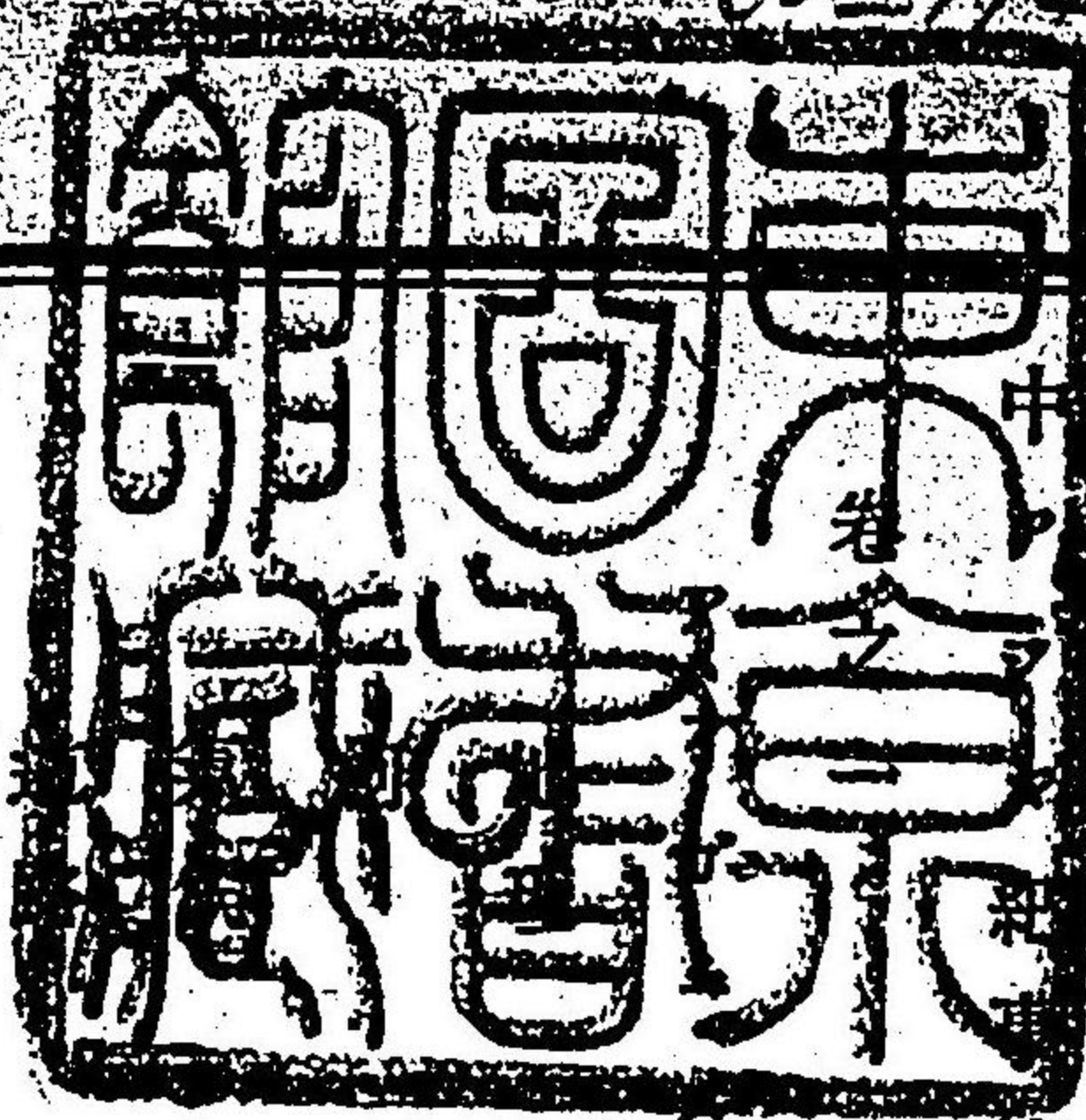
72

74

76



No. 1462



第三篇目錄

ク
ン
愛
阿
富
汗
斯
坦

都城
カ
ラ
ブ
ル
（
哈
布
爾
カ
ン
ダ
ハ
ル
（
千
達
哈
爾
）

人民

沿革

卷之二

イ
ギ
リ
ス
、
ロ
シ
ヤ
、
ト
中
ア
シ
ヤ
關
係
ノ
コ
ト
三
丁

一
全
全
全
全
三
五
六
丁
丁
丁
丁



中アジヤ論ノ原因	十三丁
ガルチヤコー、フ、ノ辨解	十四丁
リエセル、ノ懸合	十七丁
ロシア政府ノ保證	十八丁
ラ、ウリンソン、ノ獻議	二十丁
クラレンドン外局中立ノ地ヲ定ム	
ルノ議	二十三丁
イギリス、ロシア兩國外務卿ノ會合	二十五丁
ア、フガニスタン國境ノ懸合	二十六丁
マダクシヤン及ワシカン、チ、ア、フ	
ガニスタン領分トス	二十八丁
キヲ遠征ノ詰問及辨解	二十九丁

メ、ル、フ論	三十丁
ソ、ル、フ遠征ノ詰問及答辨	三十二丁
ア、フガニスタン論	三十四丁
ヂズラエリ、ノ議院ニ於ケル答辨	三十五丁
イギリス及ア、フガニスタン、ノ關係	三十六丁
ロシア及ア、フガニスタン、ノ關係	三十九丁
イギリス及ア、フガニスタン關係ノ	
結局	四十四丁
イギリス及ロシア勢威競争ノ境界	四十五丁
結	四十八丁
附録	五十五丁

中アジヤ紀事第三編目錄終

中アヲヤ紀事第四編目錄

卷之一

清國新疆

六十一丁

地理

全

疆域

全

天山北路

六十二丁

天山南路

六十三丁

平地
沃野 野野

六十七丁

產物

六十八丁

人民

七十一丁

土民

全

情
蘭子

全

東干	七十二丁
衛拉特	七十三丁
布魯特	七十四丁
土著地方	七十九丁
天山路	全
哈密	八十丁
闐展	八十三丁
吐爾番	八十四丁
哈喇沙爾	八十五丁
庫車	八十九丁
沙雅爾	全
阿克蘇	九十丁

烏什	九十一丁
喀什噶爾	九十二丁
英吉沙爾	九十五丁
葉爾羌	九十六丁
薩爾伊庫爾	百一丁
和闐	百二丁
天山路通商ノ概略	百九丁
天山北路	百十丁
巴里坤	全
古城	百十二丁
烏爾木齊	全
瑪納斯	百十四丁

塔爾巴哈台

百十五丁

精河

百十六丁

伊犁 土地 沿革 固爾札

百十九丁

卷之二

新疆略史上

百三十一丁

沿革

全

元時代ノ事 察哈爾 塔爾巴哈台 宗 薩 派

百三十五丁

宗 薩 分 派 ホ ツ ツ ジ ヤ ア パ 派 ノ 凌 轢

百三十八丁

準噶爾 西域ヲ 蕩平ス

百四十一丁

準噶爾王 噶爾丹 噶爾喀チ 略ス

百四十二丁

ガ ル マ ン 清 國ニ 逼 マ ル

百四十三丁

ガ ル マ ン 敗 ル

百四十四丁

策妄拉布丹起ル

百四十五丁

噶爾丹策零、喀爾喀チ 侵ス

百四十七丁

シ ユ ン ガ ル 亂 ル

百四十九丁

清 シ ユ ン ガ ル、チ 征 ス

百五十丁

清 伊 犁 地 方 チ 定 ム

百五十二丁

清 カ シ ガ ル 地 方 チ 定 ム

百五十三丁

清 新 疆 チ 設 ク 租 稅 經 濟 山 城 北 呂 及 戶 祝 口

百五十六丁

戊 兵 開 墾 結

百六十七丁

新疆略史下

全

清 國 ノ 威 葱 嶺 以 西ニ 震 フ

百六十八丁

ウ チ ー ト ル フ ワ ン、ノ 變

百六十九丁

昌 吉 ノ 變

百六十九丁

新疆騒亂ノ原因

清國ノ豫防

百六十九丁
百七十一丁

チエンギルノ亂

全

コトカン王カシガル、チ擾亂セシ

チ計ル

百七十六丁

善後ノ計

百七十八丁

カマハンノ亂

百八十三丁

ワリハンノ亂

百八十四丁

ドンガンノ謀叛及新疆全部ノ騒亂

百八十六丁

コトカン、ホツシヤ、チ放ツ

百九十二丁

ヤクブノ亂

百九十三丁

ヤクブノ亂

百九十七丁

ヤクブノ亂

百九十七丁

ヤクブノ亂

百九十八丁

チ略ス

百九十九丁

ヤクブノ亂

二百丁

ヤクブノ亂

二百丁

チ略ス

二百丁

ヤクブノ亂

二百丁

チ略ス

二百丁

伊犁ノ騒亂

二百三丁

ロシヤ兵伊犁チ扼ス

二百五丁

ヤクブノ亂

二百六丁

清國新疆チ恢復ス

二百九丁

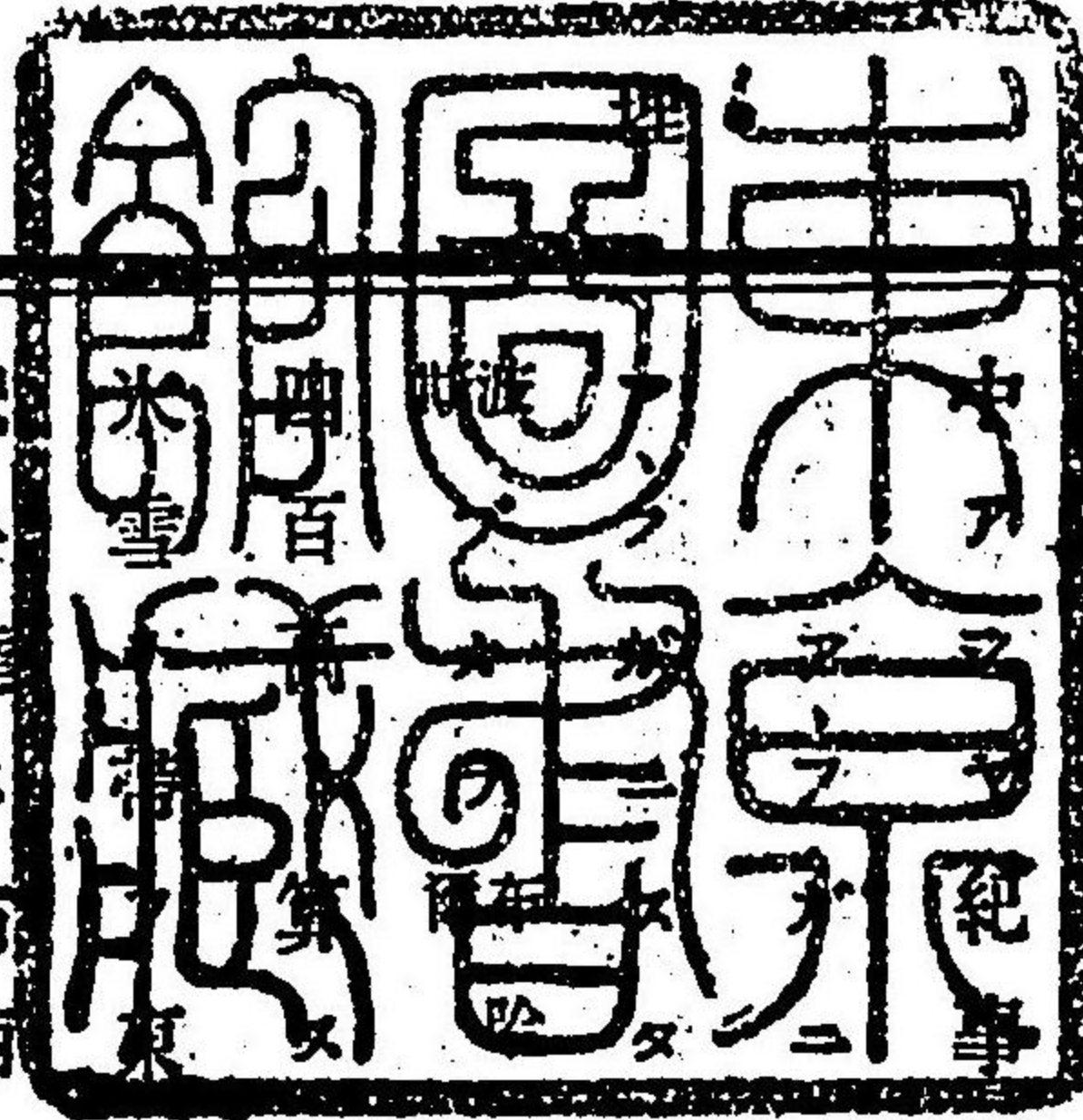
伊犁論

二百九丁

伊犁占領ニ就キ、ロシヤ、ノ答辨	二百九丁
リツヂ、ヤ假條約	二百十一丁
再度ノ談判	二百十六丁
結	二百十七丁
開見餘錄	二百二十五丁
ロシヤ兵ノ事	二百二十六丁
清兵ノ事	二百二十七丁
斥候兵ノ事	二百二十九丁
附錄	二百三十三丁
光緒七年中俄改訂條約	全
光緒七年議定專條	二百四十四丁
光緒七年中俄陸路通商章程	二百四十六丁

光緒七年卡倫單	二百五十六丁
同治三年塔城界約	二百六十丁
引用書目	二百七十丁

中アシヤ紀事第四編目錄終



第三篇卷之一
 中アマヤ紀事
 ン、ハ、イ、ン、ド、度、印、ベ、ル、シ、ス、タ、ン、
 ノ間ニ在リ其疆土チ一万千八百方里人口チ
 此國北ニ、ヒ、シ、ド、ク、シ、哥、興、都、高、山、ア、リ、頂、上、常、ニ
 尺ニ達ス右兩山脈ノ縱横ニ起伏シ或ハ相連結スル所東北
 ノ方地勢大ニ高起ス唯中央ヨリ西南及西北ノ方ハ漸々平
 坦ニシテ空原漠野甚々多シ然ル山野一般草木ニ富ニ豐饒
 ナル牧場亦少カラス山脚ニ傍ヒシ土地ハ往々肥沃ニシテ
 大小麥、米、粟、棉、瓜、ノ類善ク生ス
 河ノ最モ大ナルモノチ、ハ、ル、ム、ン、ド、カ、プ、ル、河、ト、ス、ハ、ル、ム、ン

氣候

道路

水源ハ、ヒンドクシ山ヨリ出テ西南ニ流ル、コ三百四
 五十里ニシテ、ハムン湖ニ注キ、カプル河ハ東ニ流レテ、イン
 河ニ入ル
 氣候ハ緯度ノ差及土地ノ高低ニ應シテ齊シカラス東北山
 手ノ方カプル邊ハ冬中寒威殊ニ甚シク且ツ雪深ク積ンテ
 道路之カ爲ニ通セサルコアリ又カンダハル邊ヨリ西南平
 低ノ地方ハ冬中嚴寒ナシト雖モ夏際ノ炎熱ハ燃ルカ如シ
 故ニ人往々樹下ニ坐臥ス植物ニ至テモ熱帶地方ニ生スル
 モノト、エフロツパ、ニ生スルモノト並ヒ生スト云フ
 四鄰交通ノ重モナル路ハ東ニ、スレマン山脈ヲ越ヘテ、イン
 ド、ニ通スル、キーベル峽ノ山道アリ其高キ所二千四百尺東
 方最モ要害ナル路ナリ南ニ、ベルシスタン、ニ通スル、ク、エツ

都城

道アリ其コシャツク越テ七千四百尺トス西ベルシヤ、ト
 ノ交通ハ平坦ナル沙漠路ニ由ル又西北トルキスタン、トツ
 往還ハ、ヘラツド、ヨリ、バラボミス山脈ヲ越ヘ、一ハ、ムルハブ
 河ニ沿フテ、メル、フ、ニ通シ一ハ、マイメネ地方ニ赴ク之ヲ稍
 平易ノ路トス又カプル、ヨリ、アム、イダリヤ河ノ上流クンツ
 ース、グルム、バルク地方ニハ皆北ヒンドクシ山ヲ越テ通ス
 其路ニ當リシ、シリ、ン、グ及バミヤン峠ノ如キハ高サ一萬
 尺ヨリ一萬二千尺ニ達シテ甚ク險阻ナリ、ブカラ、サマルカ
 ンド地方ノ交通多クハ之ニ由ル
 ア、フガニスタン、ノ都城ハ、カプル加布カンダハル千達ハラ
 ッド希拉ヲ以テ大ナルモノトス地方亦此三部ニ分レ每部
 總督アリ各其吏治及ヒ軍務ノ事ニ任ス

カブル

カブル、ハ、ア、フガニスタン王居住ノ都城ニシテ北部ノ、カブル河邊ニ在リ三方山ヲ負ヒ東ニ面シテ城郭ヲ設ク其中ニ王宮アリ禁園アリ官舎アリ人口六萬市街盛大稍國都ノ風ヲ成ス舊ハ、インド、ペルシヤ、ト通商ノ要衝ニシテ且清國ノ新疆及西トルキスタン諸方トノ貿易モ稍盛ナリシト雖モ近來海運ノ便開ケ且ツ各地騷亂斷ヘサリシニヨリ商業大ニ衰微セシト云フ

カンダハ

カンダハル、ハ南方平潤ノ沃土ニ在リ舊ト國王ノ都府タリシ所ニシテ土壁ヲ以テ四方ヲ圍ム周回凡ツ二里其内又別ニ根據ノ城郭ヲ設ク人口凡ツ三萬土民ノ外インド人及ペルシヤ人多ク住シ諸製造物及商賣上ニ於テハ國中最も重要ナル所トス

ヘラツド

ヘラツド、ハ西北ノ一部コラサン^散地方ノ首府ニシテ、ヘラツド河邊ニ在リ人口四萬五千毛氈、羊皮及農産物ヲ以テ名アル所ナリ其土地壤沃且ペルシヤ及トルクマン地方ト交通ノ大道ニ當リ軍務上ノ要處タルヲ以テ古ヨリ諸國ノ競争スル所トナリ既ニ幾度モ、ペルシヤ及トルクマン、ノ手ニ歸セシトアリシカ近來又ロシア、カスピ海海岸ヨリ其威勢ヲ、トルクマン、ニ及ホシテ次第ニ來リ迫リ、ペルシヤ、ニ於テモ此地方ヲ略スルノ念亦斷ヘサルニヨリ向後ア、フガニスタン邊境ノ關係或ハ中アヲヤ論ノ決ニ於テ甚ダ緊要ナル所ナリ

人民

ア、フガン人民ハ、イラン種族ニ屬ス其出處ハ、イズライル十族ノ中ヨリ來リシトモ云ヒ自土人ノ上古ノ、ペルシヤ王ヨリ

出テシトモ云ヒ又衆種族ノ混和シテ一國民ヲ成セシトモ云フ國民マホメツト宗ヲ奉ストスニ一其風俗ハ略中アシヤ人民ト同シ國語ハ一種別ニシテ、ベルシヤ、インド其他ノ言語多ク雜ハリ、アラビヤ文字ノ少シク變セシモノヲ用ヒテ之ヲ書ス

外ニ、ベルシヤ、ノ移住民凡ソ五十萬ダツシク二十餘萬イニド、ノ移住民亦二十餘萬トルキ種族五萬五千其他猶出處ノ詳ナラサル無數ノ小種族アリ各其酋長ヲ奉シ國中ニ分立シテ、ア、フガニスダン王ノ命ヲ奉ス

ア、フガン人ハ身體強壯善ク槍劍ヲ用ヒ早ク武勇ヲ以テ近鄰ニ聞フ千七百年ノ始メ、ベルシヤ、ヲ侵シ、イスバハシ城ヲ取テ其地方ヲ押領ス然レ後ベルシヤ王ナシル、ニ追ヒ出サ

レ反テ其制御ヲ受クルニ至リシカ、ナシル死スルニ及ンテ、アブダリ、ノ一族マフムド兵ヲ起シテ恢復ヲ圖リ千七百四十七年遂ニ、ベルシヤ、ノ羈糜ヲ脱シテ王位ニ即ク、マフムド、カンダハル、ニ治シ更ニ近鄰ノ地方ヲ略シテ其疆土ヲ廣ム

千七百七十三年マフムド死ス嗣子チムル暗弱ニシテ父ノ遺業ヲ固フスルヲ能ハス政權漸ク衰ヘテ各種族離叛ス其子シマン、ニ至リ繼統ノ争ヒ亦内ニ起リ國王ノ廢立相繼キ群雄四方ニ割據シテ國內大ニ亂ル

千八百二十二年ノ頃ドスト||マホメツト、カブル、ニ崛起シテ、ア、フガニスダン王トナリ漸次諸方ヲ併セテ其威勢大ニ近鄰ニ振フ是ヨリ先キ、イギリス、ニ於テ、フランス、ノ第一

世ナボレチン帝ヘルシヤ及ロシヤ、ト謀テ其インド領地ヲ
侵サンコチ企ツルト聞キ、ア、フガニスマン、ノ其衝路ニ當ル
チ以テ使ヲ遣シテ之ト同盟ヲ結ヒ防禦ノ備ヲ爲セリ、ドス
ト||マホメット、ノ威勢漸々盛ナルニ及ンテ、インド總督
ア、ウクランド復タ使ヲ遣シテ舊盟ヲ尋ントス、ドスト||マ
ホメット、イギリス、ノ舉動ヲ疑フテ之ニ應セス、ア、ウクラ
ド其インド領地ニ害ヲ爲サンコチ懼レ千八百三十八年東
南ノ兩道ヨリ兵ヲ發シテ、ア、フガニスマン、ヲ討シ進ンテ、カ
ブル、ニ迫ル、ドスト||マホメット、出テ奔ル因テ、イギリス其
望ヲ屬セシ、シウツヨヤ、ト稱スル者ヲ立テ王位ニ即カシメ
之ヲ輔ケテ國中ニ令ス明年ドスト||マホメット出テ降ル
之ヲ、インド、ニ護送ス時ニ、ドスト||マホメット、ノ子アッバ

ル汗猶遁レテ山中ニ在リ竊カニ、カブル、ノ動靜ヲ伺ヒ諸部
ノ酋長ヲ煽動シ殘兵ヲ糾合シテ恢復ヲ謀ル千八百四十一
年冬國民蜂起シ、アッハル汗ト與ニ四方ヨリ、カブル、ニ迫ル
住民亦之ニ應シテ内外攻撃ス、イギリス、ノ將士多ク死シ途
中亦或ハ土民ニ襲ハレ或ハ風雪ニ侵サレテ死亡セシモノ
一万六千人ニ及ヘリ是ニ於テ、イギリス再征ニ決シ將軍ノ
ツト等ヲシテ兵ヲ將弁テ、ア、フガニスマン、ニ入ラシム其結
局ドスト||マホメット再ヒ王位ニ復シテ、イギリス復タ其
國事ニ干涉セサルニ歸ス後ドスト||マホメット、イギリス、
ト和約ヲ結ヒ國內ノ施設ニ從事シ且トルキスマン地方ヲ
略シテ、アムーダリヤ河ニ至リ復タ一強國ノ基ヲ建ツ
千八百六十三年ドスト||マホメット死シテ子シル||アリ

立ッ其兄アブドラクマン服セス、カンダハル、ニ據テ、シル
アリ、ト王位ヲ争ヒ國遂ニ、カブル及カンダハル、ノ二部ニ分
レ互ニ相攻伐シテ五六年間騷擾已マス後シル||アリ遂ニ
アブドラクマン、ヲ制シテ内亂ヲ定ム
此時イギリス、ニ於テ、ロシヤ兵ノ累リニ中アシヤ、ヘ進ミ漸
々其インド領ニ近ツク勢ヒアルヲ見テ、ア、フガニスタン、ト
同盟シテ之カ預謀ヲ爲サント欲シ千八百六十九年インド
總督ロルド、メイヨ、ア、フガニスタン王シル||アリ、ニ請フニ、
ア、ンベラ、ニ相會シテ事ヲ議センコトヲ以テス、シル||アリ、ハ
前ニ、イギリス、ノ其兄アブドラクマン、ヲ公認セシテ怨ミシ
ト雖モ、イギリス及ロシヤ領地ノ間ニ國シ勢ヒ孤立ス可ラ
サルヲ知リ遂ニ其請ニ應シテ、ア、ンベラ、ニ至リ、ロルド、メイ

ヨ、ノ優待ヲ受ケ之ト攻守ノ同盟ヲ結ヒ補助金兵器等ヲ受
クル約束ヲ得テ歸ル千八百七十年代ノ半ニ至テ、イギリス
早シ其勢威ヲ、ア、フガニスタン、ニ布及シテ、インド領ノ地位
ヲ固メンコトヲ計ル、ア、フガニスタン王シル||アリ之ヲ快シ
トセス、ロシヤ其機會ニ乘シテ之ヲ離間ス、シル||アリ遂ニ、
イギリス、ト釁ヲ構ヘテ、ア、フガニスタン不幸ノ戦争始マル
千八百七十九年ア、フガニスタン王シル||アリ死ス嗣子ヤ
ク、ブ汗遂ニ、イギリス、ノ要求ニ應シテ和睦ノ條約ヲ結フ其
大略ア、フガニスタン王ハ外國交際ノ事ニ至テハ必ス、イギ
リス、ト協議シテ其意ニ從ヒ其監督ニ任シ第三條國都カブル、
ニ、イギリス、ノ護衛兵ヲ率ヒ駐劄公使ヲ置キ其ヲシテ事
アルニ臨ンテハ、ア、フガニスタン國境ニ官吏ヲ派遣スルヲ

得セシメ第四 其國ニ在ル、イギリス官吏ノ威儀ト其安全ト
ヲ保護シ特別ノ協議ニ基キテ、インド、アフガニスタン間ノ
通商ヲ維持スル等ノ事ヲ約シ其他クラム、ビルチン及シブ
リ地方ヲ、イギリス領分ニ付シ、アフガニスタン王ハ唯其土
地收入金ノ中ヨリ吏治ノ用途ヲ超過セシ殘額ヲ受ケ、キ
メル及ミチニ一谷峽ニ至テモ其地方ニ分立ノ諸部ト與ニ、
イギリス、ノ管下ニ歸セシム之ニ代ルニ、アフガニスタン王
ハ、イギリス、ヨリ年々十二万パウンド、ノ扶助金ヲ受ケテ固
ク此條約ヲ遵奉スルコトナル爾來アフガニスタン獨立ノ
勢ヒ去テ其國イギリス、インド領地ノ藩屏ニ變ス

中アジヤ
論ノ原因

中アジヤ紀事第三編卷之二

ロシヤ、イギリス、ノ中アジヤ關係
ロシヤ、ノ第一世ペートル帝嘗テ、インド地方ノ富饒ナルコ
ヲ聞キ其利ニ就ノコトヲ思テ之ト通商ノ圖ヲナセシコアリ
因テ、インド略取ノ意アリシトモ傳フ其後又ロシヤ、ノ、パウ
ル帝フランス、ノ第一世ナポレタン帝ト兩國聯合ノ兵ヲ以
テ、カスピ海ニ由リ中アジヤ、ニ出テ、インド、ノ背ヲ衝テ、イ
ギリス、ヲ困マシムル策略ヲ立テシコアリ其事行ハレサリ
シト雖此是等ヲ、ロシヤ、ノ久シク、インド、ニ意アリトスル原
因中ノ重モナルモノトセサルヲ得ス
千八百五十年代ロシヤ兵ウラル山外ノ曠野ヲ經テ東南中
アジヤ、ニ進ムノ事世ニ聞ユルニ及ンテ、イギリス驚愕シ此

舉タル終ニ其インド領地ヲ侵略スルノ計畫ニ出ルモノト
シテ中アシヤ、ノ一問題ヲ起シ直ニ、ロシア政府ヘ其辨解ヲ
要セシニ、ロシア、ニ於テハ邊境野民ノ鎮撫ニ過キサル趣ヲ
以テ答ヘシト雖モ其兵次第ニ進ミ既ニ、コーカン汗國ニ迫
リシニ因リ、イギリス、ノ疑懼益長シ、ロシア、ヲ嚴責シテ已マ
ス是ニ於テ千八百六十四年ロシア、ノ外務卿ガルナオコ
ー、イギリス政府ニ向テ大要左ノ辨解ヲナセリ
ロシア、ノ中アシヤ、ニ於ケル猶他ノ文明國ノ制爲定ラサル
半野民ニ接スルカ如シ此ノ如キ場合ニハ凡ソ境界ノ平穩
ヲ保テ通商ヲ護スル爲メ已ニ開化セル者ハ必ス其勢威ヲ
未タ開化セサル野民ニ及スハ必至ノ勢ナリ通例始メハ其
劫掠ヲ防キ後禍根ヲ斷ント欲シ兵力ヲ用ヒテ之ヲ屈伏セ

シム然ルニ既ニ屈シテ編糜ニ就キシ近傍ノ野民ハ漸々平
穩ニ歸スト雖モ又其遠境ニ在ル所ノ他ノ野民等既ニ平穩
ニ歸セシ者ヲ動カシ或ハ之ヲ劫掠スルニヨリ自然之ヲ保
護セサルヲ得ス之ヲ保護スルニ至テハ新ニ其遠境ノ野民
ヲ制馭セサルヲ得サルノ勢トナリ遂ニ一時或ハ恒久遠征
ノ業起ル何トナレハ若シ其劫掠ヲ罰シテ退ク時ハ彼等之
ヲ弱シト認メテ蔑視スルニヨリ業其功ヲ奏セス就中アシ
ヤ人民ハ理由ノ力ヲ開明ノ利トテ解セス唯形體上ノ力
ヲニ依頼シテ假令一タヒ敗テ取ルトモ再舉ノ念常ニ斷ヘ
ス故ニ此騷亂ヲ鎮定スルノ方法ハ敵地ニ就テ城堡ヲ構ヘ
兵力ヲ用ヒテ次第ニ之ヲ制抑スルニ在リ然レ事猶此ニ止
ラス又其奥ニ在ル稍遠境ノ野民等更ニ妄動シテ事ヲ釀シ

難ヲ生スルヲ以テ常トス故ニ開明ノ國此ニ至リ遂ニ邊境
ヲ無窮ノ騷亂ニ付シテ事業ヲ中止スヘキヤ或ハ次第ニ増
長ノ難ヲ冒シテ無限ノ野民境内ニ進ムヘキヤノ論ヲ決セ
サルヲ得サル場合ニ至リシハ各國同様ニテ即チ合衆國ノ
アメリカニ於ケル、フランスノ、アルゼリヤニ於ケル、チラン
ダノ其植民地ニ於ケル、イギリスノ、インドニ於ケル皆機會
ニ乘シテ進取セシハ要用素ヨリ功名ニ先ヲテ勢ヒ止ムヲ
得サルニ出シモノナルヘシ
今我ロシヤ帝ノ一定セシ中アシヤ政略ハ既ニ歸服セシ土
地ノ外ニ尙ホ領地ヲ廣ムルニ非ス惟其地方ニ固ク吏治ノ
基ヲ立テ康安ヲ保タシメテ人事ノ制爲商法及開化ノ徳益
ヲ開クニ在リ而シテ左ノ計畫ニ由テ其意ヲ達セントス

リニセル、
ノ懸合

第一 清國境ヨリ、イシシク湖ニ達セシ兵線ト、セル
ダリヤ河ニ沿ヒシ兵線トチ聯テ其間處々ニ城堡ヲ設ケ
我守兵ヲシテ緩急互ニ相援テ得セシメ而シ野民等ヲ
シテ復ク自在ニ其兵線内ニ入テ暴行スルヲ得サラシ
メントス
第二 右兵線ノ先鋒ハ播種ニ適スル沃土ニ據ルモノト
ス其要獨リ兵食ヲ得ル爲メノミナラス亦開化ヲ廣ムル
ニ最モ便ナリトスル將來殖民ノ事業ヲ易フスル爲メナ
リ
第三 機會ニ乘シテ無窮ノ略取ヲ致スハ殆ト免レ難キ
ニヨリ之ヲ避クル爲メ確ト此兵線聯合ノ境界ヲ畫セリ
右ノ境界ハ初メ、ナムケント、ノ定メナリシニ其翌千八百六

十五年ロシヤ兵機會ニ乘シ進ンテ、ダシケント、チ略セリ第
編ラ参考ス南侵略因テ、イギリス、ニ於テ物議復々大ニ起リ上
文ガルチヤコー、フ、ノ言反覆セシヲ責メテ、ロシヤ、チ敵視ス
ルノ勢ヒトナル是ニ於テ同年六月イギリス、ノ外務卿リユ
セル其代理公使ヲ以テ、ロシヤ政府ニ言ハシメテ曰ク、イギ
リス政府ニ於テハ、ロシヤ、ノ中アシヤ政略ヲ誹議スルニ非
ス然レ物議ヲ鎮メ將來ノ誤解ヲ避ケル爲メ兩國互ニ中ア
シヤ、ニ於ケル交際上ノ約束書ヲ交換セント然レ、ロシヤ政
府ハ既ニ、ロシヤ帝親ヲ其中アシヤ政略ヲ、イギリス、ノ大使
ニ演述セシトシテ更ニ書面ノ交換ヲ以テ有用トセス
右ロシヤ帝ノ、イギリス大使ニ其政略ヲ演述セシ年月ハ詳
ナラス唯イギリス、ニ於テハ猶ロシヤ、ノ南侵ヲ意トシ數之

チ以テ其政府ニ迫リシモノト見ヘ同年八月ロシヤ帝新ニ、
イギリス、ノ大使ニ諭シテ曰ク我政府ニ於テハ一切中アシ
ヤ、ニ大企望ノ圖ナシ且此事ニ就キ前ニ我政府ヨリ辨セシ
言ニ他ノ隱意ヲ有セスト又外務卿ガルチヤコー、フ、モ展、イ
ギリス、ノ大使ニ、ロシヤ、ノ中アシヤ、ニ於ケル政略ハ既ニ收
メシ土地ニ治安ノ策ヲ立テ商賈ノ利ヲ通スルヲ以テ前途
ノ極意トスルヲ保證セリ因テ、イギリス、ニ於テモ少シク安
ンセシト見ヘ千八百六十七年十二月イギリス、ノ、インド事
務長スターホル、ノルツコート其インド總督ニ、ア、フガニス
ク、ノ事ニ就キ指令セシ文中ニ我カ政府ニ於テハ、ロシヤ
兵ノ中アシヤ、ニ捷ヲ得ルハ事情當然ノ結果ト認メテ之ヲ
懼レ之ヲ妬ムノ理ナシトストノ言アリ然レ一年ヲ過キス

ラ、ウリン
ソ、ノ、建
議

シテ此論復々新ニ起ル
千八百六十八年ノ始メ、ロシヤ、ブカラ、ト事ヲ生スルノ勢ヒ
アリ當時イギリス、ニ於テ外務家ノ名アリ且文學ヲ以テ著
ハレシ、ヘンリ、ラ、ウリンソン、イギリス政府ニ建言スル所ア
リ其略曰ク、ロシヤ、ノ中アシヤ、ヲ略スル形勢ヲ考ルニ、コ
カン、ブカラ及キワ、ノ三汗國モ勢ヒ永ク其獨立ヲ保ツト能
ハス若シ中アシヤ、ノ状態一變セハ、イギリス、インド領地ノ
安危如何ロシヤ、ノ威中アシヤ、ノ輿ニ振フニ至テハ、イギリ
ス、ノ威勢強弱如何豫メ此論ヲ決セサルヘカラス、我イギリ
ス人中ニモ、ロシヤ、ノ中アシヤ、ヲ略スルヲ以テ反テ善シト
スル者アリ其説ハ頑愚ノ、ウズベク人民耶穌宗旨ノ政治ニ
歸スルキハ自然此地方ニ通商ノ路モ開クヘキニ基ケリ政

略上ノ事ニ通セサル者ト謂フヘシ夫レ方今ノ勢中アシヤ、
ニ於テ、ロシヤ、ト境界ヲ接スル者ハ危シ且イギリス、ノ、イン
ド領地ニ於ケル治體未ダ固カラスシテ土人ト與ニ危急ヲ
陵キ外寇ヲ防クノ基ナシ故ニ、インド、ニ屬セシ人民ハ、ロシ
ヤ、ノ詭計ニ陥リ易クシテ其反覆測リ難シ豈ニ深ク思ハサ
ルヘケンヤ夫レ、ブカラ既ニ、ロシヤ、ニ屬セハ、ロシヤ、ノ威勢
必ス、カブル、ニ及ハン今地圖ヲ案シテ、ロシヤ、ノ中アシヤ、ニ
進ム形勢ヲ觀ルニ猶兵家ノ城堡ニ向テ進取ノ陣ヲ布ク者
ノ如シ第一陣ハ二十年前ニ、ロシヤ兵ノ、カスピ海ヨリ、チ
レンブルグ曠野ニ連ナリ又シベリヤ、ヨリ、イルテシ河ニ沿
フテ出張セシ者ヲ斥候ト看做テ得ヘシ然ルキハ第二陣ハ
必ス、カスピ海ヨリ、カラスノ、ウチツ、スク、ヲ經テ、キワ、ノ南

アムイダリヤスタク河ニ出テ此河流ニ沂テ、パミル高ミ、ニ向
ハシ之ヲ探討ト看テ可ナリ第三陣ハ、アスタラハツド、ヨリ、
ベルシヤ境ヲ經テ、ヘラツド、ニ出是ヨリ或ハ、アムイダリヤ、
ニ向ヒ或ハ、カンダハル、ニ由テ、カブル、ニ向ハシ然ル時ハ、ロ
シヤ、ノ、メル、フ、ヲ領シ得ルハ勿論既ニ、インド、ノ鎖鑰ヲ扼シ
テ莫大ナル勢力ヲ得ヘシ豈ニ早ク之カ計ヲ爲サ、ル可
ヤ夫ノ、ア、フガニスマン、ハ我インド領地扼要ノ國タリ今ニ
迫ンテ早ク其權力ヲ占メテ外人ノ覬覦ヲ斷タスハ機會
或ハ去ラン方今我イギリス、ノ、ア、フガニスマン、ノ事ニ關涉
スルハ此地方平穩ノ利通商ノ便及開化ヲ廣ムルノ名義ニ
於テ缺ク可カラサル務タリ、クエツメ、ノ如キハ早ク之ヲ兼
并シテ我勢力ヲ固フセサル可ラス、ベルシヤ、ニ至テモ、イン

シラレン
局外
中立
ノ定
議

保護ノ爲メ宜シ早ク我威勢ヲ其内閣ニ及ホシ待遇ノ地
位ヲ占メ以テ、ロシヤ、ノ威權ヲ遠クヘシ
此說新聞紙上ニ廣布シ、イギリス、ニ於テ同意スル者多カリ
シ時ロシヤ又サマルカンド、ヲ取リシ報達シ衆議益激昂シ
テ、ロシヤ、ヲ排撃スル甚シ其翌千八百六十九年ノ始メ、ロル
ド、クラレンドン、ロシヤ、ノ大使ブリユノ、フ、ニ中アツヤ、ノ
事件ニ就テハ如何シテ、イギリス、ノ衆議ヲ鎮靜シ兩國ノ間
ニ不都合ノ事無カラシムヘキヤヲ以テ議案トシテ兩國領
地ノ間ニ局外中立ノ地ヲ定メ將來ノ抵觸ヲ避ケンヲ協
議セリ是ニ由テ同年五月ロシヤ、ノ外務卿ガルチヤコー、フ
其大使ニ令シテ、ア、フガニスマン中立ニ同意ヲ表シ、ロシヤ
帝ニ於テハ今ヨリ、ア、フガニスマン、ヲ、ロシヤ勢威ノ度外ニ

置キ決シテ其獨立ニ逆ヒシ所業ヲ爲サ、ルヘシト答ヘシ
 メ且ロシヤ政府ハ毫モイギリスノ中アシヤニ企ツル所ア
 ルヲ憂ヘス、イギリス政府亦ロシヤヲ信シテ互ニ危懼相顧
 ムサルヲ望ムト追言セシメタリ然ルニ、イギリス政府ハ、ア、
 フガニスタン中立ノ事ニ就キ異議ヲ起シ其代理公使ヲシ
 テ、ロシヤ政府ニ、ア、フガニスタン、ハ其地位所望ノ約束ヲ具
 ヘサルニヨリ、イギリスニ於テ之ヲ中立ノ地ト定メ難シ故
 ニ、ブカラ、ノ南ノ方ヨリ、アマール、ダリヤ河ヲ以テ兩國領分ノ
 境界トスヘキヲ協議セシム然レ、ロシヤニ於テハ、アマール、ダ
 リヤ河ノ左岸ニ既ニ己ノ威勢ニ服セシ、キワ汗國アルヲ稱
 シテ其議ヲ用ヒス然ルニ適、ロシヤ、イギリス、ノ兩外務卿會
 合ノ事アリ

イギリス、
 ロシヤ兩
 外務卿
 會合

同年九月イギリス、ノ外務卿クランドン、ロシヤ、ノ外務卿ガ
 ルチヤコー、フ、ト、ヘーデブルグ、ニ會シ談中アシヤ、ノ事ニ及
 シテ、クラレンドン局外中立ノ地ヲ定ムルノ要ヲ論シテ曰
 シ、イギリス政府ハ多少ノ經驗ニ由テ將帥ノ功名ニ趨リ機
 會ニ投スルヤ限リナクシテ其所業ヲ監督スル實ニ難キヲ
 知レリ、ロシヤ政府モ亦其場合ニ臨マハ自ラ之ヲ知ルヘシ
 其勢力ニ任スル時ハ、ロシヤ及イギリス、ノ抵觸ハ到底免レ
 難シト
 ガルチヤコー、フ、之ニ同意シ、クシケント、ヲ取リシ將官チエ
 ルニヤコー、エ、フ、ヲ指示シテ其例ヲ舉ケ且曰ク方今トルキス
 タン道ノ總督ニ任セラレシ、カ、ウ、フ、マン、ニ至テハ此ノ如キ
 所業ヲ爲スノ恐ナシト其ヨリ、クラレンドン新ニ、アマール、ダ

リヤ河ヲ以テ境界トスヘキヲ要セシコ、ガルチヤコーフ、ハ、
 ロシヤ、ノ威勢コ屬セシ、ブカラ王ノ領地アムーダリヤ、ノ左
 岸コ連ナルヲ以テ之ヲ不便ナリトシテ局外中立ハ、ア、フガ
 ニスタン、ヲ以テ相當ノ地位トスルヲ辨セリ然レ、ク、ラレン
 ドン之ヲ難スルコ、ア、フガニスタン、ノ國境善ク定ラス故コ
 之ト他ノ諸汗國トノ爭論ヨリ遂ニ相互ノ大事コ及ヒ易キ
 ナリ以テシテ兩方各固ク其說ヲ執テ議論遂ニ歸宿スル所ナシ
 千八百七十年五月イギリス、ノ大使ロシヤ政府コ、インド總
 督メイヨ、ノ懸合^{カキ}報^{カキ}ヲ報シテ舊來兩國協議ノ大意ニ基キ、イン
 ド政府コ於テ調査セシ事實ニ依テ、ア、フガニスタン國王シ
 ル^{カキ}アリ、ノ領分ヲ畫定セシ^{カキ}コ、^{カキ}陳述セリ其大略方今シル
 ||アリ汗ノ領地西北ノ境界ハ大抵其父ドスト||マホメツ

ア、フガニ
 スタン國
 境ノ懸合

ト汗ノ時代ト同シ故ニ、ドスト||マホメツト、ノ領セシ地方
 ナリ畫シテ、ア、フガニスタン國境ヲ定メ之ヲ其西北諸汗國ト
 ノ分界トスヘシトノ事タリ然レ、ロシヤ、ニ於テハ、ア、フガニ
 スタン國境ハ今日ア、フガニスタン王シル||アリ、ノ現ニ領
 スル地方ニ限ルヘシトノ說ヲ持シ己ノ方ニ於テモ其トル
 キスタン道ノ總督ニ現今ア、フガニスタン領分ノ境域ヲ調
 査セシメタリ然ルニ其領地ハ、アムーダリヤ、ノ上流クウチ
 ヤ河ノ會スル處ヨリ始リ、アムーダリヤ、チ境トシテ、ホツシ
 ヤ||サリ、ノ渡場ニ終リ、ア、フガニスタン王領主ノ權此境域
 外ニ及ハス且バダクシヤン及ワクカン地方ノ如キモ、ア、フ
 ガニスタン王ニ屬スル者ニ非ストノコトヲタリシコヨリ、ロシ
 ヤ政府ハ是ニ由テ、バダクシヤン及ワクカン、ハ之ヲ、ア、フガ

バダクシ
ヤン及ワ
クカン、チ
ア、フガニ
スタソ領
分トス

ニスタソ境域外ニ置テ獨立ヲ保タシメントテ要セリ
然ルニ、イギリス、ハ、インド總督ノ調査ニ依テ右ノ兩地方ハ
常ニ、ア、フガニスタソ、ニ屬シ今ニ、其命ヲ奉スルヲ主張シ
テ其論長ク決セサリシニ千八百七十二年十月ニ至テ、イギ
リス、ノ外務卿ガランウヒル更ニ、ロシヤ政府ニ懸合ヒ、バダ
クシヤン及ワクカン、ノ兩地方ハ、ア、フガニスタソ領分ニ加
ヘテ無窮ノ爭論ヲ終ヘンヲ求メタリ此時ロシヤ、ニ於テ
ハ、キワ遠征ノ企圖アリシニヨリ遂ニ一步ヲ讓リシモノト、
見ヘ千八百七十三年一月ガルチヤコー、フ、イギリス政府ニ
バダクシヤン及ワクカン、チ、ア、フガニスタソ、ニ合併スルノ
同意ヲ表シ且ロシヤ政府ハ、ア、フガニスタソ、ノ獨立ヲ承諾
スル趣ヲ報シテ兩國各其勢威ヲ及ホス所ノ區域一時略定

キワ遠征
詰問及
辨解

マリン者ノ如クナリシニ同年ロシヤ遂ニ、キワ、ヲ征セシニ
因リ中アシヤ論復タ起ル
初メ、イギリス、ニ於テ、ロシヤ又キワ、ヲ征スルノ意アルヲ知
リ之ヲ妨ケント欲シ千八百六十九年ノ末其大使チシテ詰
問セシメテ曰ク、キワ遠征ノ議決セシト聞シ果シテ信ナル
ヤ否ト然ルニ、ロシヤ政府ハ之ニ答ヘテ否ト云ヒシカ後キ
ワ遠征ノ業遂ニ苟且スヘカラストスルニ及ンテ其外務官
アシヤ局長チシテ、イギリス、ノ大使ニ告ケシメシニ千八百
年ロシヤ、ノ、キワ、ニ於ケル事情ノ難題ハ本ト皆キワ政府ノ
力ヲ弱キニ在リ我政府ニ於テ、キワ國王チシテ事物ノ理由チ
解セシメント欲シ既ニ十分ノ力ヲ盡シタリト雖更ニ其
功ナシ又假令國王之ヲ解スルトモ其國民チ如何トモスル

能ハスト又其既ニ、キワ遠征ノ事ヲ決スルニ及ンテ、イギリス政府ヲ安ンスル爲メ千八百七十三年ノ始メ、コント、シウワ、ロ、フ、チ全權大使トシテ、ロンドン、ニ派シ、キワ遠征ノ決ヲ報シテ其辨解ヲサシメタリ曰ク此舉タルヤ本ト、ロシヤ帝キワ汗國ヲ押領セント欲スルニ非ス故ニ嚴命ヲ下シテ事ヲシテ此場合ニ至ラサラシムルノ處分ヲナシ征師ヲシテ長ク、キワ、ニ據ルヲ得セシメスト

千八百七十三年夏ロシヤ、トルキスタン道ノ總督カ、ウ、フマシ、キワ遠征ノ功ヲ奏シ、キワ國王ロシヤ、ニ服屬ノ條約書世ニ見ハル、ニ及ンテ事意外ニ出イギリス、ノ不平亦一方ナラス千八百七十四年一月イギリス、ノ外務卿ロルド、ガラソウヒル其大使ヲシテ、ロシヤ政府ニ左ノ趣ヲ陳述セシム

キワ遠征ヨリシテ中アシヤ、ノ形勢一變スル事アルニ至テハ兩國間親睦ノ交誼破レ易シ、ロシヤ政府宜シク之ヲ思フ可シ方今ア、フガニスタン及インド地方ニ於テ、ロシヤ、ノ又メル、フ及其近鄰ノ野民制馭ニ意アルヲ傳ヘテ人々大ニ危懼ヲ抱ケリ是、最モ心ヲ用ユヘキノ事タリ何トナレハ若シ、ロシヤ此事ヲ行フニ至テハ彼地方ノ野民等必ス、ヘラツド地方ニ走り救テ、フガニスタン王ニ求ルニ至ラン然ル時ハ、ア、フガニスタン及ロシヤ、ノ抵觸亦自ラ免ル能ハス故ニイギリス政府ハ、ロシヤ、ノ善ク其事情ヲ察シ此ノ如キ遠征ヨリ生スル禍ヲ測リ其危キヲ避ケンコトヲ望ム又夫ノ、ア、フガニスタン獨立ノ事ニ至テハ、インド、ノ康安ト、ア、フ、ガニスタン爲メ永ク之ヲ至重ノ約束トスヘシト

ガルチヤコーフ之ニ答ヘテ曰ク、ア、フガコスタン、ハ全ク、ロ
 シヤ、ノ勢威外ニ置クヘシ然レ、メル、フ、ニ至テハ、ア、フガコス
 タン、ノ地方外ニ在リ且其トルクマン、ト稱スル強盜野民ノ
 巢窟タルヲ以テ、ロシヤ政府ニ於テハ之ヲ度外ニ置クヲ得
 ス、イギリス政府宜シク其情實ヲ察スヘシ唯、ロシヤ、ノ、トル
 クマン、ニ於ケル交際ノ可ト否トハ一ニ彼ニ在リ彼若シ我
 ニ對シテ劫掠ヲ擅ニセハ我之ヲ罰セサルヲ得ス此ニ就テ
 ハ、ア、フガコスタン王此野民等ニ多少ノ威勢アルヲ以テ王
 若シ彼等ヲ諭スコ、ロシヤ、ヲ敵視スルノ不利ヲ以テシテ之
 ヲ鎮メハ中アシヤ或ハ平穩ヲ保テ休息スルヲ得ヘシト
 此後幾モナク、イギリス、ニ於テ内閣官員ノ更迭アリ、ギズラ
 エリ内閣長トナリ、ダルビー外務卿トナリ其ロシヤ、ニ於ケ

メル、フ、遠
 征ノ詰問
 及辨解

ル外務ノ方略ハ益之ヲ牽制スルニ在リシニ因リ、ロシヤ、ノ、
 メル、フ、ニ關セシ答辨其意ニ適ハサリシハ知ルヘシ一體メ
 ル、コ、ハ、トルクマン部落ノ一小都城タルニ過キスト雖レ、キ
 ワ、ブカラ、ヨリ、メセツド及ヘラツド、ヘノ往還此ニ由リ、ベル
 シヤ及ア、フガニスマン地方ト交通ノ要處タルヲ以テ、イ
 リス常ニ之ヲ重シテ其ロシヤ、ニ歸スルヲ好マヌ故ニ此
 ニ至テ益之ヲ危ミ、ロシヤ政府ニ其平生ノ約束ヲ提記シ違
 約ノ事アルヲ責メテ復タ、メル、フ遠征ヲ企ルヲ得サラシメ
 シトス
 千八百七十五年四月ロシヤ、ノ外務卿ガルチヤコーフ之ニ
 答ヘテ曰ク我ノ中アシヤ、ニ於ケル其土地ヲ押領スルノ政
 略ヲ持セザル趣ハ屢、イギリス政府ニ辨解セリ然ルニ彼地

ア、フガニ
スタン論

方ノ事情變シテ我少シク豫定ノ區域ヲ廣メサルヲ得サル
ニ至リシニ、イギリス政府ハ以テ約束ヲ破ルモノトスルカ
如シ然レ其實ハ然ラス夫レ中アシヤ、ニ於テ兩國ノ境界ハ
畫シ難シ因テ領地ノ康安ヲ保ツ方法ニ至テハ兩國各自在
ニ之ヲ定ムル約束アリシニ非スマヤ我頃日ノ所業ハ已ムヲ
得サルニ出シモノトス而シテ其事實一モ約束ニ背キシ者
ナシト又曰ク夫レ兩國ノ不和ハ各一方ニ開化ヲ廣ムルノ
趣意ニ背キ且双方ノ不利是ヨリ大ナルハナシ故ニ今ロシ
ヤ、ニ於テハ新ニ土地ヲ略スルノ政略ナキヲ保チ彌、ア、フガ
ニスタン、チ局外中立ノ地ト確定シ兩國各其勢威ヲ此ニ限
リテ直接ノ抵觸ヲ避ケンヲ望ムト
イギリス、ニ於テハ既ニ、ア、フガニスタン、ヲ己ノ威勢ニ服屬

ヤストラエ
リ、ノ議院
ニ於ケル
答辨

セシメテ、インド領地ノ後背ヲ固ムルニ決セシニ因リ其局
外中立ノ事ニ至テハ固ヨリ之ヲ肯セズ更ニ獨リ、ロシヤ、ノ
方ヨリ其勢威ヲ、ア、フガニスタン境外ニ限ルヘキヲ要求セ
リ同年二月ロシヤ遂ニ其大使ヲシテ、イギリス政府ニ其要
求ニ同意ヲ表シ唯兩國各其所作ノ自在ヲ保チ双方ノ利益
ヲ顧ミテ互ニ相抵觸スル處分ヲ爲サズ又各其勢威内ニ在
ル諸國ヲシテ相凌辱スルヲナカラシムヘキ趣ヲ陳述セシ
ム、ア、フガニスタン局外中立ノ論此ニ至テ遂ニ止ム
ロシヤ、ハ豫メ所作ノ自在ヲ保チ彼ヲ捨テ此ヲ取ルノ意ア
リシト見ヘ同年遂ニ、コイカン汗國ヲ兼併ス是ニ於テ、イギ
リス、ノ物議復々起リ其論議院ニ發シ議士其政府ニ中アシ
ヤ政略ヲ問フテ辨解ヲ要スルニ至ル其時イギリス、ノ内閣

イギリス
及アング
ノ関係

長クズラエリ從容トシテ之ニ答ヘシ大略ハ、イギリス、モ、イ
ンド、ヲ略セシニヨリ、ロシヤ、モ、タル地方中、アツテ略ス
可ラサル理ナシ唯タル住民ノ其利益ヲ、ロシヤ、ヨリ得
ルコト猶インド人ノ、イギリス、ニ於ケルカ如キヲ望ムヘシ方
今イギリス及ロシヤ兩政府ノ交際ハ未曾有ノ親睦ヲ保テ
リトノ主意ナリシカ、ズラエリ此平穩ナル答辨ヲ以テ、イ
ギリス、ノ衆意ヲ慰メ亦稍、ロシヤ、ヲ安ンセシメシト雖其
實イギリス政府ハ銳意ロシヤ、ヲ尉製セント欲シテ其トル
コ、ニ於ケル東方政略ヲ妨ケンコトヲ圖リ中アツヤ、ノ方ニ於
テモ亦ア、フガニス、ヲ服屬セシムルノ計畫最中タリ
初メ、イギリス、ノ、ア、フガニス、ニ於ケル其インド領地ノ
近鄰ニシテ内外關係ノ事多キヲ以テ恩威相及ホシテ之ヲ

懐ク親睦ノ交際ヲ保ツ方略ヲ持シ千八百六十六年故ノ、ア、
スガニス、タン王ドスト、マホメツト、ノ子シル、アリ内亂
ヲ定メテ國王トナリシ以來イマド總督シル、ラ、ウレンス
及ロルド、メイヨ等前後之ト交通シテ盟約ヲ定メ屢、金貨兵
器等ヲ贈テ其情好ヲ結ヒ、ア、フガニス、タン王シル、アリ、モ
之ヲ重ンシテ善ク同盟ノ交際ヲ保チシト見ヘシカ唯、自國
ノ獨立ヲ貴ヒ、イギリス官吏ノ其國中ニ在ルハ内政ニ干涉
スルノ本タルヲ鑒ミテ常ニ之ヲ避ケント欲シ始ヨリ、イン
ド政府ニ請フテ土民中ヨリ人ヲ撰ミ之ヲ、カブル、ニ置テ其
用ヲ辨セシメ外ニ、イギリス、ノ官吏ヲ駐メサルヲ以テ約束
トセシト云フ然ルニ千八百七十四年イギリス政府ノ更迭
ニヨリ、サリス、アリ、インド事務長トナリシ以來、其中アツヤ、

ニ於ケル政略モ漸々前ニ建言セシ、ラウリンソン、ノ説ニ近
ツキ早ク、ア、フガニスタン、ヲ占メテ、ロシア、ノ覬覦ヲ絶ツ方
向ニ歸セシ者ト見ヘ千八百七十五年ノ始メ、サリスプリ、イ
ンド領地ノ總督ノルスブーグ、ニ指令シ、ア、フガニスタン王
シル||アリ、ニ諭シテ、ヘラツド及カンダハル、ニ、イギリス、ノ
駐節官吏ヲ受ケシメタリ、インド總督ノルスブーグ之ニ答
フルニ右ハ平生ノ約束ニ背ケリ且ア、フガニスタン王今日
ニ至ルマテ善ク其約束ヲ守ル、トルキスタン、ノ方ハ別ニ憂
フルニ足ラサルヲ以テ今此指令ヲ奉行シテ事體ヲ變スル
ハ益ナシトスルノ趣ヲ以テセシニ本國政府ヨリ新ニ右指
令奉行ノ命アリ、ノルスブーグ、ハ其職ヲ辭シ、ロルド、リット
ン之ニ代テ、インド總督トナル

ロシア及
ア、フガニ
スタン、ノ
關係

インド總督リットン漸々新政略ヲ施シ、ア、フガニスタン、ノ
所領トセシ、コハク山道ヲ開キ又ク、エツタ村ヲ占領シ且ア、
フガニスタン王シル||アリ、ニ本國政府ヨリ前ニ指令セシ
事ヲ請求セシニ、シル||アリ不平ヲ鳴ラシ條約ニ基ヒテ之
ヲ拒ミ且ク、エツタ村占領ノ事ヲ駁シ其復タ國事ニ干涉ス
可ラサルヲ要シテ論辨屈セス千八百七十七年ノ始兩方ノ
使節ベシヤワル、ニ會議セシト雖モ各固ク其說ヲ執テ相讓
ラス三月ニ至リ、ア、フガニスタン、ノ使節病死シテ其議遂ニ
ニ中止ス
此時ロシア、ハ、トルコ、ト戦争最中ニシテ國力ヲ南方ニ傾ケ
シカ其勢ヒ漸々強ク勝敗ノ機既ニ決スルニ及ンテ、イギリス、
ス忽チ之ニ抗シ其艦隊ヲ、トルコ海ニ進メテ、ロシア、ノ威勢

テ挫カント欲シ千八百七十八年ノ始ニハ、イギリス、ロシア、
ノ戦争殆ント免レサル勢ヒトナル其間ロシア亦豫備ヲナ
シ、イギリス、フ、ア、フガニス、ト不和ノ機會ニ乘シテ中
ア、ヨリ、インド地方ヲ擾サント圖リ密カニ其トルキス
ダシ道ノ總督カ、ウ、フマン、ニ命シテ之ヲ奉行セシメタリ
總督カ、ウ、フマン、ハ是ヨリ先既ニ、ア、フガニス、ト王ト交
通シテ稍其驕心ヲ得且當時其イギリス、ト不和ノ情實ニ至
テモ之ヲ審ニセシニヨリ右ノ命ヲ受クルニ及ンテ
年四少將ストレイト、フ、チ、カブル、ニ遣シテ其國王シル
リ、ト同盟ヲ議セシメ自テ兵ヲ率井、ヂマヤム、トノ境ニ出陣
シテ後命ヲ待テリ
ア、フガニス、ト王シル、ハ既ニ不平ヲ、イギリス、ノ處

置ニ抱キ又其要求ニ迫ラレ頻リニ之ヲ防クノ策ヲ思ヒ居
リシニ、ロシア、ノ使節至リ同盟ノ事ヲ陳述スルニ及ンテ其
國強大ニシテ與ニ爲ストアルヘキヲ信シ大ニ喜ンテ之ニ
從ヒ復ダ、イギリス、ニ與ミセサルヲ誓フテ十ヶ條ノ盟約ヲ
ナセリ其大要ロシア、ニ許スニ、カブル其他ノ都府ニ、ロシア
官吏ヲ駐メ國中ノ要衝四ヶ所ニ兵ヲ屯シ其屯在ノ地ニ電
信線ヲ設ケ已ムヲ得サル時ハ、ロシア兵ヲシテ、ア、フガニス
タシ、ニ由リ、インド方面ニ通過スルヲ得セシム等ノ事ヲ以
テシ、ロシア、ニ於テハ、ア、フガニス、トノ獨立ヲ保護シ王位
ノ相續ハ其王ノ望ニ任セ一切内政ニ關涉セス外寇内亂ノ
防禦トモニ、ア、フガニス、ト政府ニ協カスヘキヲ約セシト
云フ此盟約ハ當時新聞

然ルニ其中ヘルリン會議始マリ議場開クルニ及ンテ、イギリス首トシテ、ロシヤ、ノ、トルコ、ニ要セシ條約ニ不同意ヲ唱ヘ、アフストリヤ之ニ和シ其抵抗ノ勢ヒ強フシテ一時ハ事既ニ破ル、ノ恐レアリシモ、ロシヤ少シク讓ル所アリ其議遂ニ平和ノ結局ニ歸セリ因テ、ロシヤ、ニ於テモ、インド、ヲ擾亂スルノ企テ休メ直ニ其使節ストレイト、フ、ヲ召還セリ然レ道路遼遠ニシテ其命急ニ達スルヲ得ス其間スレイト、フ、ハ既ニ使命ヲ遂ケテ還リ途中僅ニ右召還ノ使者ニ遇ヘリト云フ

ヘルリン會議既ニ畢リ、エフロツバ平和ナルヲ得シヲ賀シテ衆心纒ニ安ンセシ所忽チ、ストレイト、フ、使節ノ事發覺シ其細報四方ニ電達シテ急ニ世ニ廣マリ事又起レリトテ衆

心驚愕シ就中イギリス、ニ於テハ非常ノ感覺ヲ起シ議院ハ其説明ヲ要シ論者ハ、ロシヤ、ノ言ヲ食ミ約ニ背キシヲ責メテ其罪問フヘシトシ曰ク、ロシヤ、トルコ、ト百戰ノ餘創痍未タ癒ヘス疲弊甚シ勢ヒ長ク我ト戰フヲ能ハス故ニ方今其威勢ヲ挫キ一舉シテ、エフロツバ及アジャ、ニ關セシ東方論ヲ決スルノ好機會タリト其論激切ニシテ朝野ヲ動カス時ニ、イギリス政府ハ直ニ其事ヲ、ロシヤ、ニ詰問セシニ、ロシヤ、ノ外務卿代理ギリズ右使節ノ事ヲ認メ且辨シテ曰ク東方ノ國運一變ノ際ニ臨ンテ、イギリス、ノ我ニ於ケル陰險不測ノ政略ヲ施シタルヲ多シ若シ我之ニ當ルニ公明正直ヲ以テセハ中アワヤ、ニ於テ、イギリス、ト與ニ平等ノ地位ヲ保チ難カリシニヨリ此一事我ニ於テ亦已ムヲ得サルニ出テシ

イギリス
及アマッガ
ニスマン
局關係ノ結

モノナリ然其使命タルヤ尋常ノ交誼ヲ表セシニ過キス
今ヤ幸ニシテ事舊ニ復セリ從來ノ約之カ爲メニ變スヘキ
ニ非スト
右ノ次第ニテ、ロシヤ、ハ、ベルリン會議ノ決ニ服シテ既ニ平
和ノ趣意ヲ歸シ復タ、アフガニスマン、ノ事ニ關涉セサルヲ
保テ、シニヨリ、イギリス、ニ於テハ、ロシヤ既ニ此事ニ關係ナ
キモノトシ且此機會ニ乘シテ、アフガニスマン、ヲ搥キ所望
ノ趣意ヲ達セント欲シ千八百七十八年八月新ニ使節ヲ、カ
ブル、ニ派セリ
アフガニスマン王シルルアリ、ハ、ロシヤ、ヲ恃ンテ、イギリス、
ト斷テ意ヲ防禦ニ決シテ諸將酋長ヲ集メ共事ヲ告ケ之ヲ
勵マシ大兵備ヲ修ム九月イギリス、ノ使節其國境ニ達ス守

イギリス
及ロシヤ
威勢威競
争ノ境界

將之ヲ拒ンテ入レス最後ノ要求之ニ繼ク應ヒス、イギリス
乃千兵ヲ進ム十一月ニ至テ其兵國境ヲ越ヘテ諸方ヨリ侵
入ス、アフガニスマン王シルルアリ防キ戰フ丁數ヶ月竟ニ
利アラズ、ロシヤ亦傍觀シテ一兵ヲ出サス、シルルアリ東西
ニ奔走シ遂ニ窮迫シテ死ス其子ヤンブ位ニ即テ事益危シ
千八百七十九年五月ニ至テ遂ニ、インド總督リットン、ノ進
メシ約束ニ就キ既ニ前ニ見ヘシ結局ニ及ヘリ
千八百七十八年ノ末、イギリス、アフガニスマン、ト戰爭最中
ニ、ロシヤ、ノ大使シウワロフ、イギリス政府ニ舊來兩國間
中アラヤ、ノ事ニ就テ定メシ約束ハ猶効力アル者トスルヤ
ト懇合シニ外務卿サリスプリ之ニ答ヘテ、ロシヤ、ノ其使節
ストレイト、ヲ、チ、カブル、ヨリ召還セシ以來イギリス政府ニ

於テハ中アジヤ、ノ事ニ就キ兩國間ニ存スル約束ハ總テ新
 ニ其効力アルモノトスト云ヘリ其後中アジヤ、ノ事ニ就キ
 別ニ約定スル所アルヲ聞カス然ル時ハ方今兩國ノ此地方
 ニ關セシ約束ハ猶舊ニ依リ、イギリス、ハ其威勢チ、ア、フガニ
 スタン、ニ限リ、ロシヤ、ハ、ブカラ及キワ、ニ限ルニ在ルヘシ然
 ルニ、ア、フガニススタン領地ト、ブカラ領地ト直接セシ、アム
 ダリヤ河上流ノ區域ハ右ノ河道ニ沿テ國境定マリシニヨ
 リ、イギリス、ロシヤ、ノ勢威境界モ亦判然分レシト雖モ此河
 ノ中流以下ブカラ及キワ領ト、ベルシヤ及ア、フガニススタン、
 ノ間ニ在ル、トルクマン地方ノ境界ニ至テハ今ニ一定セス」
 トルクマン地方ハ前ニ、メル、フ爭論ノ起リシ時イギリス、ニ
 於テハ之ヲ、ロシヤ、ノ勢威外ニ置ント欲セシニ、ロシヤ肯テ

讓ラサリシハ千八百七十四年兩國政府ノ懸合ニ因テ前ニ
 既ニ之ヲ見レリ其後イギリス一策ヲ施シ、ア、フガニススタン
 王ニ囑シテ、メル、フ人民ニ諭シ千八百七十七年其酋長ヲシ
 テ、ベルシヤ王ニ歸服シ其保護ヲ仰カシメメリ右ハ、ロシヤ、
 ナシテ公然メル、フ遠征ヲ企ルヲ得サラシムル爲メナリシ
 ト雖モ、ベルシヤ、ニ於テハ之ヲ保護スルノ實力ナクシテ其
 事唯、名義上ニ止マレリ然ルニ、ロシヤ、ニ於テ、トルクマン、チ
 制馭スルノ勢ヒ漸ク成リ千八百八十年カスピ海ヨリ、ア
 ハルニテテ、ニ向ヒシ、スコーベレ、フ將軍ノ遠征其意ヲ達シ、
 トルクマン中最モ慍悍ヲ以テ著レシ、テケ種族モ屈伏セシ
 ハ前編既ニ之ヲ記セシカ爾來ロシヤ、ノ威トルクマン、ノ奧
 ニ振ヒ今日ニ至テハ實ハ、メル、フ亦既ニ、ロシヤ、ニ歸服セシ

ト同シ、メル、フ歸眼スルニ至テハ、ロシヤ必ス其威勢ヲ、ムル
 ハフ河ノ上流ニ及ホシ他ノ諸部ヲ統轄シ直ニ、ア、フガニス
 マン、ニ接シテ所望ノ境界ヲ畫スルニ至ラン是亦中アロヤ
 問題ノ一ナリ
 千八百八十一年ニ至ルマテ、イギリス及ロシヤ、ノ中アロヤ
 ニ於ケル關係ノ大略此ノ如シ此事跡ニ據テ將來ノコトヲ案
 スルニ若シ、イギリス其威勢ヲ、ア、フガニスマン、ニ限り、ロシ
 ヤ、ハ、アガラ、キヲ及既ニ服屬セシ、トルクマン地方ニ限り各
 其區域ヲ畫守セハ此地方或ハ永ク無事ヲ保マン然ル、トル
 クマン地方ハ皆平原曠野ニシテ、ア、フガニスグン北邊ノ、バ
 ラボキズ山脈西北ノ分岐山ヲ除クノ外山河ノ境界ヲ畫ス
 ハキモリナシ且トルクマン、ノ土著村落其山ノ北麓ニ連ナ

リシヲ以テ、ロシヤ機會ニ乘シテ盡ク此地方ヲ収メ遂ニ其
 境線ヲ山上ニ推シ移スハ必至ノ勢ト知ルヘシ然ル昔日ロ
 シヤ、ノ、インド、ヲ略スルニ意アリトノ臆説今日ニ至テハ其
 イギリス、ニ抗スル有力ノ一術トナリ且若シ、ロシヤ兵ムル
 ハフ河ノ上流ニ據リ、カスピ海ヨリ路ヲ開キテ運送ヲ容
 易ニシ事アルニ及ンテ直ニ、ヘラツド、ヲ扼スルノ便チ有ツ
 ニ至テハ其術亦施シ易シ故ニ右ノ境界論ニ就テハ、イギリ
 ス亦之ヲ忽ニセサルヤ必セリ
 若シ山上或ハ山下ニ於テ、ロシヤ及ア、フガニスマン、ノ境界
 定マルヲ得ハ中アロヤ論或ハ、イギリス及ロシヤ、ノ中アロ
 ヤ競争ハ已ムヘキヤ否
 イギリス、ノ、インド領地及ロシヤ、ノ中アロヤ領地並ニ存ス

ル間ハ其論決セサルモノト云テ可ナリ如何トナレハ、ロシヤ此方面ヨリ陸路インド、ヲ擾亂スルハ前ニモ言ヒシ如ク既ニ其イギリス、ニ抗スル最モ便利ナル一術トナリシニヨリ若シ兩國ノ間ニ罅隙一タヒ開ケハ其爭論ノ出處ヲ問ハス、ロシヤ又必ス此術ヲ用ユヘシ故ニ假令其論一段決スルコアルモ全段決スルハ甚タ難シ

ロシヤ、ノ國際學士マールテンス、イギリス及ロシヤ、ノ中アロヤ、ニ於ケル關係ノ結局ヲ論シテ曰ク若シ兩國相戦フテ、イギリス、ロシヤ、ニ勝ツルハ、インド人民自ラ自己ノ力ヲ覺リ必ス獨立ノ感慨ヲ生シ一同起ツテ恢復ヲ圖ルニ至ラン然ルルハ、イギリス、ノ、インド君長ノ權亦保チ難カルヘシ若シ又之ニ反シテ、ロシヤ、イギリス、ニ勝ツモノトセハ其事固ヨ

リ、インド人民内應ノ力、ニ依ラサルヲ得サルニヨリ業成リシ後ハ彼等自ラ其功ニ居ルコト多クシテ其國事ヲ人ニ委ヌヘカヲサルハ勿論ロシヤ亦之ヲ竊靡シ得ヘキニ非ス其結局ハ遂ニ、インド、ノ獨立ニ歸スヘシ而シテ其勢ヒ自ラ中アロヤ、ニ波及シ、ロシヤ領地ノ土民亦動クニ至ラン到底此争ヒタル假令一方勝ヲ得ルトモ益ナシ故ニ兩國善ク和親ヲ保ツテ互ニ相維持スルニ如カスト

此說ハ善ク慮リシモノト謂フヘシ然ル時ニ勢ヒアリ其勢ヒノ赴ク所裁制立チ難キコト多シ今試ニ兩國一タヒハ兵ヲ交ヘサルヲ得サルモノトシテ兩方攻守ノ利害ヲ案スルニ夫レ、イギリス、ノ、インド、ヲ領スル年既ニ久シク地方管理ノ經驗亦多クシテ吏治善ク整ヒ其事業ノ盛大文物ノ開明固

ヨリ、ロシア中アシヤ領地ノ企及スル所ニ非ス兵備ノ精密
運輸ノ便利ニ至テモ亦同日ノ論ニ非ス且ロシア、ノ、ア、フ、ガ
ニスマン、ニ於ケル最後ノ失策ヲ以テ大ニ信ヲ失ヒ復々昔
日ノ勢威ヲ有セス故ニ現今ノ勢ヒヲ以テ之ヲ論セハ攻守
ノ利總テ、イギリス、ニ在リ然レ、イギリス、ノ、イ、ン、ド、ニ於ケル
一ニ威力ヲ以テ之ヲ持シ其土民ヲ御スル甚々嚴酷且土地
ノ利ヲ收ムル亦大ニシテ土民畏服スト雖平常ニ之ヲ嫌フ
ヲ甚シキハ人ノ知ル所ナリ、ロシア、ノ中アシヤ、ニ於ケルヤ
其土民ヲ撫御スルノ術稍寛ニシテ之ヲ懷クルヲ以テ主ト
シ自ラ損失ヲ負フテ土地ノ經濟ニ從事スル等ノ少ナカ
ラス故ニ土人心服セサルモ之ヲ嫌フニ至ラス其來テ保護
ヲ受ツル者多ク去ル者少ナシシテ、ロシア、ノ威勢次第ニ中

アマキ、ニ增長スルモノ蓋シ此ニ基ケリ之ヲ、イギリス、ノ、イ
ンド領地ニ比スレハ其主權ノ基稍堅キモノアルカ如シ且
イギリス、ノ、イ、ン、ド兵ハ多クハ土人タリト雖、ロシア、ノ中
アシヤ兵ハ皆ロシア人タリ戰場ノ信用亦自ラ優ル所ナキ
ニ非ス故ニ若シ多年中アシヤ鐵道布設ノ策行ハレ内地交
通ノ便通シ、ロシア兵メル、フ或ハ、ムルハ、プ河上流ノ土地ニ
據テ、ヘラツド交通ノ險ヲ扼スルニ至テハ、ア、フ、ガニスマン、
ハ與ミシ易シ若シ、ロシア、ノ威信新ニ、ア、フ、ガニスマン、ニ復
シ、ア、フ、ガニスマン變シテ、ロシア、ニ就キ、ロシア兵數萬其國
境ニ入リ、ア、フ、ガニ兵ト與ニ、イ、ン、ド、ニ臨ミ一戰捷ヲ得ルニ
至テハ二億ト算スル、イ、ン、ド人民必々内自ラ起リ遂ニ、イ、ギ
リス、ノ羈縻ヲ脱スルニ至ラン然レ、イ、ギ、リ、ス自ラ善ク之ヲ

知レリ故ニ豫謀怠ラス警備善ク整フテ土民動クハ能ハス
 外人亦覬覦ヲ容ルヲ得ス是レ蓋シ中アジャ論ノ決シ難
 キ所以ニシテ亦イギリスノ東方ニ雄視スル所以ナリ
 中テジャ記事第三編終

附録

前文ノ紀事ハ余ノ中アジャ旅行ノ年ニ止マル即チ明
 治十四年西歴千八百八十一年ノ事ニ限レリ然ルニア
 フガニスタツ及トルクマン地方ノ境界論遂ニ起リ目
 下人々和戦ノ決如何ヲ顧慮スルニ至ル故ニ今左ニ其
 後ノ大略ヲ追記シテ附録トス
明治十五年五月五日
 前ニ記載セシ如ク千八百八十年カフカスヨリ出發セシ
 ロシヤ兵トルクマン種族ノテケ部落ヲ鎮定シテゲタク
 州ヲバニ據リシ以來其威トルクマン曠野ノ奥ニ振ヒ近
 鄰ノ諸部相繼テ降り千八百八十三年ノ末ニ至テメルフ
 酋長亦其諸部ヲ率キテロシヤニ歸服ヲ請ヘリ因テゲチ
 州北ニテ領將カマローフ之ヲ受ケ直ニ進ンテメルフ

ニ據ル右ハ、ロシヤ、ニ於テ是ヨリ先既ニ歸服セシ他ノ、ト
ルシヤマン酋長等ヲシテ本年モスコフ、ニ行ハレシ、ロシヤ
帝ノ即位式ニ臨マシメ其威儀ノ盛大ナルニ感服シテ曠
野ノ鄉里ニ歸リシ機會ニ乘リ同種族中ヨリ出身シテ、ロ
シヤ、ノ士官トナリ居タル者ヲ放テ遣シテ彼等ト與ニ他
ノ諸酋長ヲ説諭セシメシ結果ナリト云フ
ロシヤ兵ノ進シテ、メル、ン、ニ據リシトノ事世ニ聞ユルニ
及シテ、イギリス直ニ、ロシヤ、ニ向テ其説明ヲ要セシニ諉
スルニ全ク土民ノ所望ニ出シテ以テシ且其業既ニ成リ
シノ後ナルヲ以テ、イギリス、モ之ヲ如何トモスルヲ能ハ
サリシト見ヘシカ惟、ロシヤ、ノ猶進シテ、メル、ン、ハ、プ河ニ沂
リ、ヘラツド交通ノ險要ヲ扼センコトヲ慮リ更ニ、トルクマ

シ地方ノ境界ヲ畫セシコトヲ索メシニ、ロシヤ之ニ應シテ
兩方ヨリ右境界取調委員ヲ出シ昨年秋ヘラツド、ニ會議
セシムル約束ニ歸セシト云フ然ルニ其間イギリス、ヨリ、
ア、フガニス、ヌ、王ニ囑シ先ツ其兵ヲ以テ、メル、ン、ハ、プ河
中流ノ地トシテ、河ニ土著セシ、トルクマ、ノ、ペンヂエト或
ハ、ペンヂエ、ト稱スル村ヲ占領セシメタリ此ペンヂエト地
方ノ、トルクマ、ノ、或ハ多少ア、フガニス、ヌ、ノ勢威ニ服
セシ者カ事未タ詳ナラス然レ、ロシヤ、ニ於テハ之ヲ不羈
ノ者ト認メテ、ア、フガニス、ヌ、ノ勢威外ニ置キシニヨリ
其所業ヲ擯横トシテ不服ヲ唱ヘ約束ノ派出委員ヲ召還
シテ直ニ兵ヲ出シタルモノト見ヘシカ今年三月末ニ至
テ其兵モシヤニト、ニ出ア、フガニス、ヌ、ノ兵ヲシテ退カ

シメントセシニ其意ニ應セサリシヨリ之ニ迫ツテ録ヲ
交ヘ遂ニ其兵ヲ退ヒ退ケシヲ以テ目下争論ノ始トス
ムルハア河上中流遶ノ地理未タ善ク明カナラスシテ新
聞上傳フル所考フヘカラサルモノ亦多シ凡ソ此河及他
ノ谷峽ニ就テ、パラボミス山脈ヲ南北ニ踰ル數路アリ方
今兩國争論ノ要點ハ境線ヲ其峠或ハ山以北ノ遠近ニ引
クニ在リト云フ目下之ヲ詳ニスルニ由ナシ何レニシテ
モ、ロシヤ、ニ於テハ既ニ、メル、フ、ヲ占メ、ムルハア河中流ノ
土著地方ニ據テ略、トルクマン地方ヲ固メシニヨリ境界
線ノ少シク南北ニ弛張スルノヲ以テ固ヨリ、イギリス、
ト以テ戰ヒニ決ス可キノ利アルコトナシ故ニ多分一步ヲ
讓テ事平和ニ歸スヘシ然レ假令今之ヲ讓ルモ他日亦必

ス機會ノ乘スヘキコトアリ山以北ノ土地ハ遂ニ、ロシヤ、ノ
占領スル所トナラン其事情ハ前ニ既ニ之ヲ言ヘリ唯、ロ
シヤ、ノ頻リニ軍備ヲ整ヘテ一步モ讓ラサルヲ示スハ蓋
シ、ロシヤ既ニ昔日ノ、ロシヤ、ニ非ス、イギリス亦昔日ノ如
ク之ヲ左右シ得ヘカラサルノ意ヲ表スルニ過キサルナ
リ

中アロヤ紀事第四編卷之一
 清國新疆
 地理
 方今清國ノ新疆ハ古ノ西域ナリ中央ニ天山アリ山脈東西
 ニ横亘シテ平地南北ニ分ル其疆土ノ大略東ハ瀚海或ハ蒙
 古曠野ニ接シ内地ノ方ハ安東北ハ喀爾喀及科布多ニ界ヒ
 シ北ヨリ西北ハ、ロシア、シベリヤ西ヨリ西南ハ、ロシア、
 中アソヤ領地及アムリダリヤ河上流ノ諸小國ニ界ヒシ南
 ハ西藏東南ハ青海ニ界ヒシ東西凡ソ千餘里南北四百餘里
 計算フ
 西域釋地及西陲要路新疆ノ廣袤ヲ定メテ東西相距ル
 凡ソ七千里南北三千餘里周圍二萬餘里トス

疆域

中アロヤ紀事第四編卷之一
 清國新疆
 地理
 方今清國ノ新疆ハ古ノ西域ナリ中央ニ天山アリ山脈東西
 ニ横亘シテ平地南北ニ分ル其疆土ノ大略東ハ瀚海或ハ蒙
 古曠野ニ接シ内地ノ方ハ安東北ハ喀爾喀及科布多ニ界ヒ
 シ北ヨリ西北ハ、ロシア、シベリヤ西ヨリ西南ハ、ロシア、
 中アソヤ領地及アムリダリヤ河上流ノ諸小國ニ界ヒシ南
 ハ西藏東南ハ青海ニ界ヒシ東西凡ソ千餘里南北四百餘里
 計算フ
 西域釋地及西陲要路新疆ノ廣袤ヲ定メテ東西相距ル
 凡ソ七千里南北三千餘里周圍二萬餘里トス

天山北路

清國ニ於テ天山ヲ界トシテ此土地ヲ中分シ山以北ヲ天山北路トス即チ舊準噶爾ノ地ナリ故ニ清人一ニ之ヲ準部トモ曰フ山以南ヲ天山南路トス則チ古專ラ西域ト云ヒ近世ニフロツバ人ノ東トルキスタント稱スル地方ナリ其土民ツ、マホツツト宗或ハ回教ヲ奉スルヲ以テ一ニ亦回部トモ曰フ

天山北路ハ漢ノ車師後王庭及烏孫ノ舊地トス元明時代蒙古ノ衛拉特爾特額部ニ屬シ清ニ至テ漢土ノ版圖ニ入ル其地北ニ阿爾泰塔爾巴哈合阿拉套等ノ高山アリ其山脈多クハ東西ニ横斜シ中間斷絶シテ數大河水流ル其アルヌイ及タルバガイヌイ兩山ノ間ヲ貫キ西ニ流レテ齊桑湖ニ注ク河チ額爾齊斯或ハカラハイルテシト稱ス又其タルバガイ

天山南路

及アラタヌウ兩山ノ間ヲ貫キ同シク西ニ流レテ阿拉克爾湖ニ注ク河チチウルダウ或ハエミルト稱ス其南ニ方リアラヌウ山及博羅霍爾嶺或ハ別珍山脈ノ合スル所ヨリ博羅塔羅河ノ水源發ス此河東ニ流レテエビノル湖ニ注クボロホロ嶺ノ南ハ則チ伊犁谷間ニシテ伊犁河之ヲ貫キ西ニ流レテ巴爾噶什湖ニ注シイリヨリ東北ノ地方ニ於テ天山ノ北面ヨリ出ツル諸溪河ハ其末流沙磧ニ乾涸スルモノ多シ惟庫爾哈刺烏蘇瑪納斯呼圖壁ノ諸河水稍長ク流ル而シテ、クルカラウヌハ西エビノル湖ニ注キマナス及フトンバイハ北阿雅爾湖ニ注ク

天山南路ハ即チ漢書ノ所謂西域三十六國ノ土地ナリ其地北ヨリ西ハ天山西南ハ葱嶺高ミル南ハ崑崙山ニシテ高山

三方ヲ重圍ス唯東ノ一方開ケテ平野遠シ戈壁ニ連ナル其
 中間ロブノル湖アリ
 リツテ東トルキスタン地誌ニ天山南路ノ廣袤ヲ定メ
 テ其西部ニ在ル、カシガル、ヨリ、ロブノル湖ノ東岸マテ
 東西凡ソ百五十ミル凡ソ三トシ天山及崑崙山ノ間ヲ南
 北七八十ミル、ヨリ百ミル、トシ其平面ヲ大約一萬二千方
 里ト算ヘテ之ヲ、ドイツ全國ニ比ス
 諸方ノ高山多クハ常ニ氷雪ヲ戴キ其山谷ヨリ無數ノ溪水
 平野ニ奔出シテ大小ノ河ヲ成ヌ即チ、ホタンダリヤ阿爾
 ケンダリヤ光、爾カシガルダリヤ喀、什アンスウダリヤ阿
 クウチヤダリヤ庫ハイヅーホーラ都ノ諸河水其稍大ナル
 モノナリ此諸水前後相合シテ曠野ノ一大河トナリ塔利木

或ハ羅ト稱シ東ニ流レテ、ロブノル湖ニ注ク羅賀ト津附成成
ハ羅ト稱シ東ニ流レテ、ロブノル湖ニ注クハ羅賀ト津附成成
ハ羅ト稱シ東ニ流レテ、ロブノル湖ニ注クハ羅賀ト津附成成

水勢漸々緩ニシテ兩岸卑濕且處處淤渾アリ蘆葦之ニ滿
 ツ其中カシガル河ハ、カシガル、ヨリ凡ソ東へ八十一里又
 ハ、ロブノル湖ヨリ西へ二百里許隔タリシ、ソブ、リユク驛
 ニ於テ河幅凡ソ十二間深サ二間二尺水流ハ一分間二百
 尺ノ速力アリ又ヌリム河ハ、ロブノル湖ノ西隅アブダラ
 村邊ニ於テ河幅凡ソ二十間六尺深サ二間二尺流レハ一
 分間百四十尺ノ速力アリ然レモ湖水ニ近ツクニ及ンテ
 河幅狹窄シテ五六間トナリ湖葦中ニ没ヌ又ロブノル湖
 ハ長サ凡ソ二十七里幅五里許ノ一大澤ニシテ高サ三間

餘ノ葦叢之ヲ蔽フ唯南岸ニ沿フテ幅十町ヨリ三十町許
 アル一帯ノ水面開ケ深サハ凡ソ六尺其最モ深キ處ハ十
 二尺ヨリ十三尺ニ達ス水ハ甜水ニシテ澄明ナリト
 西域聞見錄此湖水ヲ賀卜諾爾ト稱ス曰ク有村二處皆名
 賀卜諾爾各四百家其人不耕不牧惟以魚爲生織野麻爲衣
 取天鷲絨爲裘籍水禽翼爲臥具語言與回子通不解諷教禮
 拜之事時有至庫爾勤回城者不能穀食肉食食即大嘔以庫
 爾勤多魚故來他處則不敢往
 漢書西域傳曰ク西域以孝武時始通本三十六國其後稍分
 至五十餘皆在匈奴之西烏孫之南南北有大山中央有河東
 西六千餘里東則接漢阨以玉門陽關西則限以葱嶺其南山
 東出金妣與漢南山屬焉其河有兩原一出葱嶺山一出于闐

平地

在南山下其河北流與葱嶺河合東注蒲昌海蒲昌海一名鹽
 澤者也去玉門陽關三百餘里廣袤三百里其水亭居冬夏不
 增減皆以爲潛行地下南出於積石爲中國河云
 天山南北ノ平地ハ瀚海或ハ戈壁漢古語ノ積キニシテ同
 シク其名ヲ以テ稱シ多クハ不毛ノ曠野トス其地勢一般ニ
 高起シ、コブノ湖邊ハ海面ヨリ高キ、二千五百尺ニシテ
 西ノ方ヘ益高ク、カンガル近邊ニ至テハ幾ント四千尺ニ達
 スト云フ
 戈壁ノ中央最モ空漠其地質ハ沙石、鹵相雜ハリ或ハ一面平
 衍或ハ流沙起伏シ又或ハ鹵泥葦叢ヲ成ス唯諸方ノ山ニ近
 ツヒテ漸々沃土ニ變ス
 沃土ハ山脚ニ帶布シテ沙漠ヲ環繞ス其廣狹各處一様ナラ

ス且或ハ斷ヘテ又起リ或ハ沙漠中ニ散シテ所謂チアシス
 美沙漢中肥チ成ス
 右ノ沃土中河水灌溉ノ及フ所或ハ甘泉ノ出ル所稼穡ノ業
 夙ニ起リ古來人民土著シテ所謂城郭國ヲ成ス即チ和闐、葉
 爾羌、喀什噶爾、阿克蘇、吐爾番等其稍大ナル者ナリ又山上山
 腹ヨリ曠野ニ至ルマテ凡ソ水草アリ土著ニ便ナラスシテ
 牧畜ニ便ナル地ニハ所謂行國ノ野民畜ニ隨テ游牧ス
 山北ノ方ハ沃野亦皆久シシ野民ノ牧場マリシト雖田清國
 ニ歸セシ以來諸方ヨリ農民移住シ土地漸ク開ケテ烏魯木
 齊、伊犁、塔爾巴哈台等ノ諸城邑成ル
 各地方ノ田園多クハ溪河ノ灌溉ニ藉テ植物稍豐饒ナリト
 ス土民重モニ大小麥、米、黍、大小豆、棉等ヲ種ユ南路ノ方ニハ

物産

葡萄、梨、林檎、西瓜、甜瓜ノ類最モ善ク熟ス養蠶ノ業亦大ニ開
 ケテ生絲、絹布及綿輸出商品ノ最ニ居ル又ヤルケンド及ホ
 ヌン地方ハ金銅玉ノ礦山ニ富ミ石炭亦處々ニ出ツ然レモ
 採掘ノ法善ク整ハスシテ出ス所多カラズ其他明礬、硝石、礬
 硫、礪砂、石鹽ノ類皆有リ下文各其地ニ就テ之ヲ言フヘシ

土民

人民

天山北路ノ土著人民ハ西トルキスタン、ト同シク、トルキ種
 族トス部第一編ナリ、唯其久シク漢人及蒙古人等ト相接近
 スルヲ以テ言語風俗稍其習ニ化シ他種混合ノ形跡亦自ラ
 少シク異ナル所アリ清國ニ於テハ其マホメツト宗旨或ハ
 回教ヲ奉スルヲ以テ總テ之ヲ回民ト稱ス然其回民中亦
 隋蘭子、東干等ノ別族アリ

隋蘭子

マランチ、ハトルキ、ノ別族ニシテ同シク、マホメツト宗旨ヲ
 奉シ重モニ、イリ地方ニ住スル人民ナリ、マランチ、トハ本ト
 工役人ト云フ義ニシテハイル地方ニ行清國ニ於テ、イリ平定
 後其土地開墾ノ爲メ南路ノ方ヨリ移住セシメシ者ト云フ
 其言語風俗ニ至テハ南路ノ土民或ハ、サルト、ト異ナルヲナ

シ唯見ル所ノ容貌ハ稍キルヌニス、ニ近シ
 西域聞見録布古爾ノ事ヲ記シテ曰ク息兵之後始徒情聞
 回子五百戶實其地隋歸者回子中別一種也爲霍吉占親近
 牧馬畜鵠之戶性狡詐喜訟回子中最爲頑梗
 ドンガン、ハ重モニ新疆ノ東部ヨリ、イリ地方ニ住スル人民
 ニシテ唐代回鶻ノ子孫トス然ル或ハ清國內地流罪ノ漢人
 マホメット宗ニ化セシ者トモ云ヒ又或ハトルキ種族ノ漢
 風ニ化セシ者トモ云フ其容貌ハ體肥大ニシテ色白ク髮黑
 シ顔ハ長圓クシテ額高ク目黒ク眉毛濃クシテ眼角共ニ下
 リ耳小ク額丸ク鬚密ニシテ相貌毫モ漢人ニ似ス然ル言語
 衣食住ニ至テハ皆漢人ト同シ唯マホメット宗旨ヲ奉シテ
 辨髮セサルノミ最後ノタリ以前ハ外ニ、イラン種族ノ、タツ

シク、アリ天山南路ノ西部ヤルケンド地方ヨリ葱嶺山中ニ
 住ス第一編出人民
 游牧人民ハ蒙古種族ノ衛拉特及トルキ種族ノ布魯特諸部
 トスギトイス、ハ名種ニガニ、ハ一編人民ノ部ニ詳ナリ
 ナイラトト特衛拉ト中準噶爾部衆最モ勇悍ニシテ戦ヒヲ好
 ミ千六百年代ニハ盡ク近鄰ノ諸部ヲ併セ西バルカシ湖邊
 ヨリ天山南北路一面及青海衛藏ヲ押領シテ莫大ナル、シユ
 ンガリヤ國ヲナシ又東喀爾喀蒙古ヲ略シテ清國ニ逼リ之
 レト隙ヲ生シ累年戦フテ利アラヌ千七百年代ノ半ニ至テ
 遂ニ清兵ノ剿滅スル所トナル事略史ニ詳ナリ方今其殘餘
 他ノ諸部ト同シク喇嘛佛教ヲ奉シ畜ニ隨テ西北ノ山野ニ
 分牧ス其耕作ヲ以テ業トスル者ハ甚々稀ナリ

ブルート特魯ハ西トルキスマンニ於テ、カラキルギースト
 稱スル者ナリト云フ。其ノ稱之ブルト、其衆東西二部ニ分
 ル凡ソ、イリ、ノ西南イシク、湖邊ニ牧スル者チ東ブル
 トト、トシ、カシガル、ノ西及ヤルケンド、ノ西南ニ方リ葱嶺山
 野ニ牧スル者チ西ブルトト、トス唐書ノ大千七百五十八年
 十三年、清兵伊犁ヨリ、シユンガル、チ追フテ西南ノ山中ニ入
 リシ時東ブルトト、ノ酋長其所部ヲ率テ歸服ス其衆凡ソ
 七千餘戸後清兵ヤルケンド、ヨリ、プラニト、チ追フテ西葱
 嶺チ逾ヘシ時西ブルトト亦相繼テ降ル其衆凡ソ二十餘萬
 然レ近世ニ至テ多クハ、ロシヤ、ノ牽制スル所トナリ方今
 清國ニ屬スル者ハ其天山南路ノ邊境山野ニ牧スル小部
 分ニ過キス

外ヨリ來住スル者チ漢、滿、蒙古及霍罕清人ハ、コ人チ安集延ト稱ス人
 等トス、カシガル及ヤルケンド地方ニハ亦インド商民アリ
 然レ其數多カラス
 新疆全部ノ人口ハ詳ナラスト雖モ最後十年代ノ騷亂ニ
 因リ土民中或ハ死亡シ或ハ他方ニ移住セシ者亦多クシテ
 其數稍減シ方今都合二百七八十萬ヨリ三百萬内外ノ人員
 アルヘシト云フ
 エフロツバ、ニ於テ、ヒマライ山麓或ハ、パミル高ミ嶺チ以
 テ最初諸國人民ノ出處トシテ、アリ派ノ、インドセルマ
 ン人種モ此ヨリ出又東トルキスタン、ニモ上古アリ派ノ
 人民住セシトノ說アリ其後說ハ此邊ノ山中ニ今ニ其遺
 種アリ且漢土ノ史傳ニ西域ノ人民ハ往々青眼赤須トア

ルニ基ツキシ者ニシテ夫ノ烏孫等チ、インドセルマン
人種トスルノ説亦由テ起ル然モ漢土ノ史傳塞外ノ夷種
ヲ詳ニスルヲ以テ事トセス其偶記スル者亦唯、某ノ異種
同類或ハ某ノ別一種ト云フノ類ニシテ其種族及部落ノ
別亦殆ント考フヘカラス故ニ其傳ニ就テ古今衆種族變
化ノ跡ヲ審ニスル甚々難シ唯、土著人民ノ事ニ就キ稍考
フヘキ者ハ北史ニ高昌今ノトル以西ノ人民ハ皆深目高
鼻唯、于闐ノ人稍、中國人ニ似タリトノ事アリ夫レ深目高
鼻ハ、アリ派ノ顔相ナリ方今其顔相アル者猶少シク、ヤル
ケンド地方ニ存ス、タツヨク大是レナリ、タツヨク、ハ古來
西トルキスタン、ノ土著人民ニシテ、ベルシヤ人ト同シク
深目高鼻且瞳碧鬚密ナル者亦多シ又ヤルケンド地方ニ

於テモ昔ハ、ベルシヤ語行ハレシトノ傳ヘアリ因テ之ヲ
思フニ蓋シ、トルフワシ以西ノ土民モ西トルキスタン、ト
同シク舊トハ亦皆此タツヨク、タリシニ後トルキ種族ノ
爲ニ漸々西ニ逐ハレ或ハ半ハ之ト混和シタル者ナラン

土著地方

清國ノ新疆内余ノ自ラ經歷セシ所ハ僅ニ伊犁地方及其近傍ニ過キス故ニ此編多クハ諸家ノ見聞録ニ據リ前後ノ傳聞ヲ加ヘテ作りシ者トス然レモ據ル所ノ諸書皆稍舊記ニ屬シ傳聞亦備ハラサリシニヨリ編中記スル所或ハ現今ノ状態ト前後多少ノ異同ナキヲ得サルモノアラズ姑ク書シテ補正者ヲ俟ツ

天山南路

清國ノ其新疆ト交通ノ路ハ肅州嘉峪關ニ由ル嘉峪關ヨリ西北戈壁沙漠ヲ隔テ凡ソ二百十二三里ノ距離ニ西咸西陲要略ニ據リ一里ニ改ス下文伊犁界ニ至ルマテ皆之ニ倣フ三

天山ノ麓ヨリ南ニ距ル十里許直ニ戈壁ニ接シテ一帶ノ沃
 土長布シ敷溪水北ヨリ流ル此水ニ依リ舊來トルキ種族ノ
 人民土著シテ數村ヲ成ス其中土壁ヲ環テシテ一城郭ヲ成
 スモノヲ哈密トス即チ舊酋長額貝都拉ノ世々居リシ所ナ
 リ諸村ノ住民合計一萬餘アリ 此地方水豐カニ氣候暖カ
 ニシテ穀果皆善ク熟ス最モ美味ノ葡萄ヲ以テ名アリ土民
 稍生計ニ富ム地千八百七十五年中ハシヤ人水ノヤセカ
 ノ諸果木皆蕃ク生シ地甚多收穫以テ小麥ノ種野用ヲ充
 アリノ事

新疆各地方ノ吏治ハ初メ清國ニ於テ土地ノ舊制ニ因リ一
 城或ハ一部コトニ阿奇木伯克ヲ設ケテ地方長官トシ舊酋
 長ノ子孫或ハ土地ノ名望アル者ヲ撰ンテ之ニ任シ各其所

部ヲ統ヘテ清國ノ軍務長官ニ隸セシメ軍務長官ハ大ナル
 處ニ辦事大臣小ナル處ニ領隊大臣ヲ置キ各兵ヲ領シテ部
 内ノ軍務ニ任シ兼テハキムベクノ治贖ヲ監督セシメ又烏
 魯木齊ニ都統ヲ置テ吐爾番以東ヲ統ヘ葉爾羌ニ參贊大臣
 ヲ置テ哈喇沙爾以西ヲ統ヘ伊犁ニ將軍ヲ置テ新疆全部ヲ
 統轄セシメタリ然レニ後屢變更ヲ經方今各地方ノ軍鎮多
 シハ分立ス下云フ

ハミ、ニハ辦事大臣アリ而シテ舊酋長ノ子孫ハキムベクノ
 任ヲ奉ス其管内ノ諸村ヲ素們哈爾輝阿思塔納托克齊拉ト
 楚克喀喇都伯等トス

史傳ヲ案スルニ哈密ハ漢ノ伊吾廬ノ地唐宋伊州ト稱シ
 元始テ哈密ト稱ス明清之ニ因ル 漢伊吾ニ司馬ヲ置キ

屯田兵ヲ設テ西域ヲ鎮ス 唐太宗貞觀四年西突厥ノ種落散シテ伊吾ニ在リ是ニ至テ來リ降ル其地ヲ以テ西伊州ヲ置ク 明成祖永樂九年哈密推勒特穆爾ヲ封シテ忠義王トス 憲宗成化九年吐魯番哈密ニ據ル 准噶爾盛ナルニ及ンテ哈密亦之ニ服屬ス 清興リ康熙雍正年間準噶爾ト哈密ノ地ヲ爭フテ後遂ニ之ヲ奪フ爾來清國內地及新疆往還ノ門戶トナル清別ニ城ヲ築キ戍兵ヲ置テ天山南北ニ餉料ヲ轉運スルノ處トス 東干ノ亂哈密兵火ニ罹リ半ハ叛民ノ毀ツ所トナル然レ其後修繕ヲ加ヘ方今稍舊形ニ復ス

天山蜿蜒西ヨリ來リ、ハミ、ノ東北ヲ過テ瀚海ニ伏ス其最末ノ高嶺ヲ鹽池山或ハ折羅漫山ト稱ス、ハミ、ノ十八九里北ニ

關展

在リ此山頂ヲ以テ天山南北路ノ分界トス而シテ路ハミ、ヨリニツニ分ル一ハ南山口ヨリ北ニ山ヲ踰ヘ松樹塘ヲ經テ巴里坤或ハ、ハルル、ニ出ツ即チ北路ノ往還ナリ一ハ直ニ西關展及吐爾番ニ向フ之ヲ南路ノ往還トス

三州輯略ニ曰ク隨煬帝大業三年以裴矩爲黃門侍郎經略西域矩撰西域圖三卷又別造地圖窮其要害凡爲三道北道從伊吾中道從高昌南道從鄯善今考南道砂磧不通中道則哈密北之巴里坤哈密則古之伊吾廬地也又曰松塘樹在巴里坤東一百五十里連崗峭壁盤道紆迴二十四折始至其嶺

松柏亭々遍滿山谷上有唐碑一行本屯衛將軍姜

關展ハ善樓區ハミ、ノ西八十里許ニ在リ城ノ周圍二十五六町ニシテ三千餘ノ住民アリ天山南路平定後一時辨事大臣

吐爾番

ノ駐所アリシト雖_レ後其治府ヲトルフワンニ移セリ
 吐爾番ハ古ノ車師都城ノフワンニ移ト云フ案ビヤチンノ西三十六
 里許ニ在リ即チ舊來ビヤチン魯古沁其他ノ諸城ヲ統轄セ
 シトルフワン酋長額敏和卓ノ世々居リシ所ニシテ一萬五
 六千ノ住民アリ其土地豐饒ニシテ大小麥、棉、豆、胡麻、西瓜、葡
 萄ノ類善ク生ス唯夏ハ炎熱甚クシテ冬亦寒カラス東
 南ニ一帶ノ沙山アリ絶ヘテ草木ナシ之レチ火燄山ト名ツ
 ヲ南ハ即チ戈壁沙漠ニシテ野駝野馬ノ類多シ此處ヨリ
 一路西北ニ分ク天山ヲ踰ヘテ其地ハ鳥魯木齊ニ通ス
 吐爾番ハ漢ノ車師前王ノ地唐宋吐番ト稱シ元明吐爾番
 ト稱ス唐ノ太宗貞觀十四年侯君集高昌ヲ滅シ其地ヲ
 以テ西州トス吐爾番ハ即チ明ノ末吐爾番内地ヲ侵掠ス

哈喇沙爾

清肅州ヲ定メ嘉裕關ヲ閉テ吐爾番ノ侵暴ヲ防シ
 哈喇沙爾ハ古ノトルフワンノ西南百二十四五里ニ在リ其
 土地廣潤開都河水灌溉ノ資アリ果木及雜穀皆善ク熟シテ
 人戶繁盛然レハ懶惰風ヲ成シ貧民亦多シ城ノ東南ニ湖水
 アリ博斯騰泊ト稱ス東北ノ山ヲ博爾圖達巴罕西北ノ山ヲ
 著勒土斯ト稱ス其山環繞スル所廣潤ノ平地ヲ成シ草肥ヘ
 水甘クシテ野性多シ之チ、ユネゾース谷間ト稱シテ昔ハ田
 園開ケ城邑立チ居シ所トス
 カラシヤルノ西南三十一二里ニ庫爾勒城アリ此ヨリ西八
 十三四里ニ布古爾城アリ皆カラシヤルノ屬邑トス又ブグ
 ルノ西四十三里ニ庫車城アリ
 リツテルノ東トルキスタン地誌ニ左ノ事ヲ載ス

千二百五十四年フランス、ノ傳教士ルイブロク、ウチルガ
 河ヨリ、バシキル、ノ地ヲ經テ、ダラス河ニ出イシク、川ル
 湖ノ南岸ニ並フテ行キ後カイラク、ト稱スル大ナル城下
 ニ至ル、カイラク、ハ一ニ、チ、アリス、トモ云ヒ又大ユルヅ
 ス、トモ云ヘリ右ルイブロク、ノ第九世ルイフラシニ報告
 セシ書中當時此地方ニハ、ウイグル住シテ佛宗マホメツ
 ト宗及耶蘇宗ノ、チストリ派並ヒ行ハレシトテ記スル所
 佛寺佛僧等ノ事多シ、ウイグル、ハ身ノ長ク中等ニシテ、フ
 ラシス人ノ如シ辭ハ、トルキ語ナリ文字ハ左ノ方ヨリ始
 マ上ヨリ下ヘ書ス之ヲ讀ム亦然リ蒙古人其文字ヲ習ヒ
 書記ニハ專ラ、ウイグル人ヲ用ユルトノ事アリ
 又ナムル或ハ、マメルラン、ノ、サマルカンド、ヨリ出陣シテ

天山南北ノ地方ヲ征セシ後諸將チ、ユルヅイス谷間ニ會
 セシメシ事ヲ記シテ曰ク譯セルモヤ史家ノ文ヲ千三百八
 十八年ナムル、ヘイト、チ則セシ後功ヲ賞シ兵ヲ息ヘント
 欲シ三軍ニ令シテ大ユルヅイス、ニ會セシム右ノ城下ハ、
 チ、アリヌ、トモ稱シテ晨星ノ義トス此名ヲ帶ヒシ地方山
 水秀美空氣清鮮ニシテ最モ牧草ニ富ム其草ノ滋養比ナ
 シ瘦馬之ヲ食ヘハ日ナラスシテ肥ユ此美ナル谷間各處
 ニ諸王元帥ノ陣幕散布シ華氈錦綵其前ニ並列シテ斑爛
 地ヲ蔽フ時ニ天下無雙ノ暴主ナムル威齊齊々トシテ寶
 石光リ輝キシ金机ニ坐ス諸王元帥皆地ニ伏シテ命ヲ待
 ツ是ニ於テ、ナムル頭ニ帝冠ヲ戴キ手ニ杖笏ヲ持レ諸王
 將帥其他軍功アル者ヲ賞シテ玉石ヲ鑄メタル朝衣朝帶

チ賜ヒ又全地方ノ美女ヲ撰ミ各金杯ヲ持シテ將士ニ酒
 ナ薦メシム全軍感悅シテ萬歲ヲ唱ヘ其盛宴數日ニ連レ
 リト
 西域聞見錄布古爾ノ事ヲ記シテ曰ク城之南皆戈壁馬行
 三四日山塲豐美多野牲益南則沮洳近星宿海矣其地蘆藪
 蒲灘綿渺無際爲西入回地之咽喉其自葉爾羌和闐阿克蘇
 喀什噶爾沙雅爾等處來者雖由山徑荒灘亦必終歸於布吉
 爾葦湖之土橋過渡舍此別無路徑也
 西陲要略ニ曰ク有布古爾葦湖在城西四百餘里湖上有土
 橋一乃西入回疆之咽喉即漢書所謂土橋之險云々
 地圖ヲ案スルニ、ブグル、ノ南ニ湖水アリ、サルカミシ、ト稱
 ス布古爾葦湖トハ蓋シ是レナラン然ル今路遠ク此湖水

庫車

ノ北ヲ過ク右土橋ノ事者フヘカラス
 庫車古城ハ山ニ依テ基トス高壁重圍周廻凡ソ一里最モ
 堅固ナル城ト稱ス千餘ノ人戸アリ住民半ハ、タイラト、ニ
 シテ富者ハ城内ニ家居シ貧者ハ城外ニ幕居ス然ル其中亦
 多ク牲畜ヲ領スル者アリ、近傍ニ火山アリ其地銅、硝、礮、礮
 砂ノ產物ニ富ム
 クウナヤ、ノ西南八里許ニ沙雅爾城アリ人戸七百餘其地下
 濕夏際炎熱甚シ而シテ果瓜善ク熟シ最モ梨ヲ以テ名アリ
 四邊皆葦澤ニシテ虎、狐、狸、獐、獬、獬、其中ニ繁息ス蚊、蠅ノ類亦
 甚ク多シ
 此ヨリ西南和闐ニ馬行八日東南西藏ニ二十八日路トス然
 ル路皆草澤荒磧ヲ經テ旅行危險ナリ、ヌンガル、ツヲツ

沙雅爾

阿克蘇

此ヨリ北ニ山ヲ越ヘテ伊犁ノテケス河上流ニ出ル路アリ
 之チムザルト越ト稱シテ南北路ノ交通ニ於テ最モ緊要ナ
 ス
 阿克蘇ハ古ノ北穆蘇爾氷嶺ヨリ出ル河水ノ灌溉ニ藉リ其
 名ヲ以テ城號トス二萬餘ノ人口アリ土地廣沃人々生計ニ
 富ニ技巧ノ人亦多シ玉細工及ヒ鹿革製ノ物ヲ以テ其名産
 トス商民四方ヨリ聚リ牛羊駝馬至ル所羣ヲ成ス
 此ヨリ北ニ山ヲ越ヘテ伊犁ノテケス河上流ニ出ル路アリ
 之チムザルト越ト稱シテ南北路ノ交通ニ於テ最モ緊要ナ
 ス

烏什

千六百四年ポルトガルノ傳教士ゴニス葉爾美ヨリ商隊
 ニ伴フテ、アクスウニ至リシト云フ其紀行ニ路多クハ巖
 石或ハ沙場ノ水ナキ所ヲ經旅行甚々難澁ニシテ片路廿
 五日ヲ費シタリ此時アクスウハ、カシガル、ニ屬シテ、カシ
 ガル王ノ孫十二歳ノ少年ヲ以テ其領主トセリ、ゴニス諸
 玩物及果子類ヲ獻シテ善ク領主ノ待遇スル所トナリ後
 其要求ニ應シ自ラ舞踏シテ故郷ノ風俗ヲ見セサルヲ得
 サリシト見ユ然レ別ニ、アクスウノ事ヲ記セス
 烏什古ノ土民之ヲウチトルフウント稱ス、アクスウノ
 西二十八九里ニ在リ、シユンガル時代ニハ稍盛ナル所ナ
 リシニ清此地方ヲ平定セシ後住民叛ヲ謀リ盡ク清兵ノ誅

鋤スル所トナル後清更ニ、カシガル、ヤルケンド及ホマン、ヨ
 リ人ヲ移住セシメ又一時カシガル、ノ軍鎮ヲ此ニ移シ參贊
 大臣ヲシテ其經營ニ從事セシメテ新城成ル
 ウチニトルフツン、ハ少シ西北ニ偏倚シ本道ハ、アクスウ、ヨ
 リ直ニ南ニ向テ河ヲ渡リ西南カシガル河邊ノ、マラルバシ、
 ト稱スル野堡アル所ニ出此ヨリニツニ分レ一ハ西カシガ
 ル、ニ在キ一ハ西南マルクンドニ向フ
 喀什噶爾ハ六萬内外ノ住民アリ新疆中最モ大ナル城下ナ
 リ然ル城内ノ家屋多シハ土塗リニシテ別ニ建築ノ美ヲ以
 テ著ハレシモソナシ唯、大ナル、マデレセ寺ニアリ皆饒カ
 ナル土地ヲ領シテ賞産ニ富メリ外ニ十數ノ、カラワン川サ
 ライ館アリ商旅常ニ之ニ滿ツ 土地ノ名物ヲ金銀細工、草

喀什噶爾

細工及綿絹布類トス是等職工ノ數城内甚々多ク戸々相接
 シテ各其業ヲ營ム就中紡績ノ業最モ盛ンナリトス
 カシガル、ハ東西兩トルキスタン及清國通商ノ要區タルヲ
 以テ商賈四方ヨリ集リ市街ノ景况一般ニ繁華ナルハ勿論
 諸藝人及舞妓歌童亦多クシテ驕奢稍、風ヲ成スト云フ
 清國人ハ、カシガル、ヨリ東南ノ方ニ距ル一里半ノ處ハ別ニ
 一城郭ヲ構ヘテ住ス其周圍凡ソ十八九町之ヲ、セグリハ
 マイ、ト稱ス漢城ノ義ナリ各城ヲ皆別クニ戍兵三千商民職人併
 テ二千餘人外ニ、フニンガル騎兵二百餘アリ城外ニ住ス
 舊ト、グルバク、ト稱ンテ、カシガル、ノ西南ニ在リシ清國ノ
 兵營ハ、ホツツヤ騒亂ニ因テ毀ツ所トナリ千八百六十二
 年ニハ唯其遺址ヲ存セシト云フ上文ノ漢城ハ蓋シ其後

ニ築キシモノナリ然ルニ、ドンガン、ノ亂ニ此漢城モ亦毀
 ツ所トナリシハ後文略史ニ由テ知ルヘシ方今清國ニ於
 テ更ニ之ヲ重修セシヤ否ヤ詳ナラス
 初メ清國ニ於テ、カシガル、ヲ以テ西陲ノ重鎮トシ此ニ參
 贊大臣ヲ置テ八城^{カシガル、ウチガル、アクスウ、クサウ、ヤルケ、カランド、ホタ}
 ヲ管轄セシム然^後之ヲ、ウチ^{トル}フワン、ニ移シ復タ、
 カシガル、ニ移ス道光年代展、ホツジャ、ノ亂アルニ及ンテ
 又之ヲヤルクンド、ニ移セリ
 千二百二十年ノ頃ウニニス人マルコボロ、バダクレンヤン、
 ヨリ、バミル高ミ、ヲ逾ヘテ、カシガル、ニ至ル其紀行ノ大略
 ニ曰ク西ノ方ヨリ艱險ナル山路ヲ經テ遂ニ、カシカル^{シカ}
 ガル、ニ達ス、カシカル、ハ舊ト獨立ノ國タリシト雖^用今ハ

英吉沙爾

蒙古ノ汗ニ屬シテ土人ハ皆マホメツト宗ヲ奉ス其土地
 至テ廣シ又許多ノ城邑アリ其中最モ大ナル者ヲ、カシカ
 ル、ト曰フ土人一種ノ言語ヲ有シ往々商賣及手藝ヲ以テ
 業トス就中木棉織物ノ業稍多シ地方木棉及蘇ニ富ム葡
 萄其他ノ果木園亦甚々多ク且美ナリカシカル商人ハ
 廣ク四方ニ旅行シテ其足跡至ラサル所ナシ然レ^用飲食
 等一般麁惡ニシテ甚々齷^刻ナル人民ヌリ住民中マホメ
 ツト宗ノ外耶穌宗ノ、チストリ派ニ屬セシモノアリ右ノ
 人々各自己ノ寺ヲ有シテ自由ニ其宗教ヲ奉スルヲ得ト
 カシガル、ヨリ東南ヤルケンド路ニ當リ十八九里ノ距離ニ
 英吉沙爾城アリ、カシガル所轄ノ諸城中商賣上ニ於テ最モ
 重要ナル所トス此ニ山手ノ地方ヨリ、ブルト等ノ野民羊

葉爾羌

馬ノ類ヲ逐ヒ來リ又毛皮、羊毛ヲ輸送シテ綿布、砂糖及雜穀ト交易ス然レ清國ニ於テ是等ノ野民ヲ城內ニ入レズ其近傍ニ別ニ交易場ヲ設ケ役人ヲ置テ之ヲ監察セシム此市場ヲ、ハタ^ハ||^ハタ^イト稱ス

葉爾羌^ハ古^ノ車^ノヤルケン河邊ノ膏沃ナル平地ニ在リ土壁之ヲ圍ム周廻凡ソ二里壁ノ高サ三十尺其上部ノ厚サ十二尺城門五アリ戸數凡ソ三萬家ハ皆一階ニシテ往々生瓦^日カニモシタルヲ用ヒテ之ヲ建ツ惟メチニ^寺メ^テアレセ^等ノ大ナル家屋^ノロニ煉瓦ヲ用ニ是等ノ建築物凡ソ五十アリ水ハ、ヤルケン河ヨリ二大溝ヲ通シ各區ニ分派シテ三十許ノ溜池ニ入ル

凡ソ城內ノ中央ニ半圓形ノ屋^ヲ以テ覆ヒシ大ナル、バザル

市場^{アリ}又外ニ數箇ノ小バザル分立シテ其店舖大抵一方ヨリ他方ノ城門ニ連ナリ市況甚々殷賑ナリ路幅ハ七八尺唯、大バザル、ノ路稍寬フシテ十二尺ヨリ十四五尺ノ幅アリヤルケン^ド、ハ營^テカシガリヤ王ノ都府^ヲリシ所ニシテ久シク城郭廣大宮殿壯麗ノ稱アリシト雖モ數、變亂ヲ經テ有名ナル建築物ハ大抵皆破壊シ方今僅ニ其遺址ヲ存スルニ過キス、ヤルケン^ド產物ノ有名ナルモノヲ生絲、綿、麻、敷物、及果物等トス近傍ノ山河大ニ玉石ノ產ニ富ム

西陲要略ヤルケン^ドノ事ヲ記シテ曰ク回城內東南隅有古塔一周圍約十二三丈外無^ニ層^ニ楹^ニ窗^ニ楹^ニ中有^ニ磴^ニ道^ニ至^ニ頂^ニ三十餘丈塔中無^ニ木^ニ石^ニ以^レ磚^ニ爲^レ之^ニ望^レ之^ニ極^ニ高^ニ若^ク天柱然回人名曰^ニ圖特^ニ爲^レ喀喇和台國人所^ニ建^ニ云